

六号)

同(相川勝六君紹介)(第三二五五号)
同(宇野宗佑君紹介)(第三二五五号)
同(上村千一郎君紹介)(第三二五六号)
同(神田博君紹介)(第三二五七号)
同(西村英一君紹介)(第三二五八号)
同(羽田武副郎君紹介)(第三二五九号)

同(古川文吉君紹介)(第三三一四号)
同(山下榮二君紹介)(第三三一五号)
同(麻生良方君紹介)(第三三七六号)
同(日本赤十字社元看護婦の戦時召集期間を恩給等に通算に関する請願(渡海元三郎君紹介)(第三二六〇号)
建国記念日制定に関する請願(渡海元三郎君紹介)(第三二六一号)
建国記念日制定に関する請願外一件(中曾根康弘君紹介)(第三二六二号)
同(星島二郎君紹介)(第三二七八号)
元満州国政府職員(傷病恩給既得権者に関する請願(川野芳満君紹介)(第三二九〇号)

退職警察職員の恩給は正に關する請願(川野芳満君紹介)(第三三一〇号)
同(服部安司君紹介)(第三三一一号)
同(逢澤寛君紹介)(第三三三三三号)
同(正力松太郎君紹介)(第三三三七四号)
同(西村直己君紹介)(第三三七五号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

○徳安委員長 これより會議を開きます。

厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

○山内委員 御提案になっております設置法の内容について、順次お尋ねしていきたく思います。

まず最初に、大臣官房国立公園部を国立公園局に昇格するという考え方がありますが、どういうわけで局に昇格を必要とするのか。御提案の理由も実はお聞きしたのですが、せんじ詰めるどころ、いろいろレクリエーションなどの業務量が非常にふえたということだと思ふのですが、それにしては少し薄弱なように思ふので、その理由をまずお聞かせいただきたい。

○小林國務大臣 御承知のように、厚生省の従来の仕事というものは、病気などは治療がおもだ、あるいは貧乏に對しては救済だ、いずれの方面におきましても、大體消極的な面を扱ってきましたが、戦後は、そういうふうな消極的な面ではなくて、国民生活全体の向上あるいは改善のためには、積極的な面に取り組まなければならぬ。すなわち、一般の病気の場合同様に、予防の方面を重視する、また貧乏の問題についても、救済よりかむしろ防貧の方向に進まなければならぬ、こういうふうなことになるてきておるのであります。国立公園の關係におきまして、従前はややもすれば景観を保存するといふうな消極面を主として考えてきまして、いわば景色を大事にして長くその形を保つ、こういうことをやっていたのでありますが、終戦後は労働条件なり生活条件なりがだんだんよくなりまして、むしろ積極的に

健康増進とか、休暇の利用とか、あるいは心機を更新するとか、こういうふうな方向に変わってきておるのであります。そういう意味からいたしまして、国立公園等は、いままでのような消極的な態度でなくて、むしろ国民の健康増進、あるいはレクリエーション、こういう方向に積極的に活用する方向に進まなければならぬと考えております。したがって、従来のような国立公園部の消極面を一転させて、積極的にこれを活用する。そのためには機構の改正もいたして、そうして国立公園部全体が気分を一新して、そういう目的にかなうような施策をしたというわけです。すなわち、従来は、ややもすれば国立公園については利用をむしろはばむという方向で、何でもやめてはいけないうと禁止をする、こういうふうなやり方をしていたのでありますが、私どもは、これを国民全体のために開放し、活用する、こういう趣旨で仕事を積極的に進めるためには、こういうふうな局の改組もして、全体の気分を一新して国立公園の管理に当たりたい、こういう趣旨が、私どものお願いしておる理由でございます。

○山内委員 厚生大臣としていまお述べになった基本的な気持ちは、私も同感です。しかし、仕事が多いから定員をふやせとか、予算の面で、もう少し大幅に予算を獲得して、いまま話しのような問題を処理したいというなら、お考えはわかるわけです。しかし、部を局にしたからといって、私は、いまの問題はそれほど直接には關係ない、働く人の気持ちの問題だと思ふのです。どうも大臣のいまの御答弁からでは、部を局にしなければならぬとい

う理由は、納得がいかないわけです。特に、御承知のとおり、臨時行政調査会がいまいろいろ機構の問題は検討中でありまして、いまま話しのような理由では、各省にたくさんあるわけですから、それを全部行管がチェックしておる。その中を思い切つてこういう局にしたということになるれば、もつとどうしても局でなければならぬ理由がなければならぬと思ふのです。もう少し、大臣のお考えでなくて、事務局としてどういうふうにかえておるのか。何がゆえにこの臨時行政調査会の作業を待たないで、急いで部を局にしなければならぬのか。その理由を明らかにしていただきたいと思ふ。

○小林國務大臣 私もう一度お答え申し上げますが、いまの国民の保健とかレクリエーションというふうなことを積極的に推進をするということと同時に、観光關係等におきましても、これらの問題が出てきておるのではありません。それから、予算あるいは人員等の關係もあります。国立公園の活用は、むしろ国の費用で道路をつくるとか、施設をつくるとか、こういうことも考えておるのであります。したが、やはり民間における施設というもの、いま非常に大きな課題になってきておるのであります。むしろ国の直轄の仕事よりか、そういう方々の利用、活用を規制をするというか、これを適正化するとか、こういうふうな仕事が必要にふえてまいつておるのであります。したがって、国立公園の予算が少くないということが国立公園の活用とそのま結びつくという形ではなくて、最近民間の活用希望者

が非常に多いので、これの適正化ということも大きな課題になっておるのでございます。

○山内委員 いまの御答弁では、私の聞きたいことにピンと合つておらないわけですね。行政管理局がいろいろな部局いじりに対してきびしくチェックをしていく時代に、それではどういふ説得力をもつて、部を局にすることを各省の設置法がたぐさん出しておりますが、それとの比重において判断するときに、これは非常に無理ではないか。臨時行政調査会の結論を待たないほど急いで局にしなければならぬ理由とは出てこないのです。その点をどうもう一度御答弁願ひたい。

○今村政府委員 お答え申し上げます。いま先生の仰せられました実態的に局にしなければならぬ理由は何かというところでございしますが、先ほど大臣がお話しになりましたように、最近の国民の利用者増というものは、たとえば三十年で国立公園だけで四千万くらいでございましたが、それが三十六年度で一億九百万、約一億一千万、三十八年度は一億四、五千万になるのではないかと。それに伴ういろいろな収容施設あるいは公園施設というふうなものが、民間ではものすごいペースになっております。審議会のほうに出てまいります民間のそういう収容關係の投資だけで、最近では年間二百億をこす。それ以外のところ、増築、改築を入れますと、相当の額になる。それが全部、現在の法律のもとにおきまして、景観等の調整などいろいろな問題がご

ざいまずけれども、やはり特異性、偉大性、それからそれ以外のいろいろな美的な要素というものでおのずから分かれてくる。ただ問題は、国定公園の中におきましても、どうも国定公園ではぐあいが悪い、これを国立公園にしてくれという気持ちは、地元地元には相当ございます。したがって、状況によりまして、相当の審議の結果になると思いますけれども、三十六年の暮れ、三十七年の春あたりにある程度国定公園から国立公園のほうに格上げをし、さらに国定公園をつけ加えるというようなことをしておりますが、御承知のようににはつきりした計数的なものとはございませんで、ただ全般的な雰囲気として始めからのものと、準ずるもの、こういうふうに分けているわけでございます。

○山内委員 国立にするか国定にするかということは、自然公園審議会の答申によるものなのですか。あなた方の認定だけできまるのですか。

○今村政府委員 これは自然公園法十條によりまして、国立公園は、厚生大臣が審議会の意見を聞いて定める、国定公園は、都道府県知事の申し出をまつて厚生大臣が審議会における意見を聞いて定める、こういうことでございます。理論的に申しますならば、国立公園は厚生省の判断で原案を出して審議会にかけるということが可能であります。国定公園につきましては、国知事の申請がないと発動ができません、こういうことになっております。

○山内委員 それからこの際一つ明らかにしておきたいと思うのですが、国立公園でも、国定公園でも、自然のま

で風景を守るといふ立場はわかるのでありますけれども、これは実例を申し上げたほうがいいと思うのですが、山で遭難した人の碑を建てたいというのと、これは古いケースですが、建設の許可をもらおうとしたら、それは不都合だということでも許可にならなかったという事件を私は知っています。

す。しかし、山で遭難した人のために、その場所に石碑とかお墓を置きたいということに対しては、もう少し便宜をはかってそういう希望をいれてやるべきではないか。そのことが木を一本切るよりもかえって場合によっては国定公園の意味をなし、ここで何年前に遭難者があったということ、そういうことは私は望ましいものじゃないかと思うのですが、この点少し官僚的に過ぎるような感じがすると思うのですが、方針としてはどういう方針を立てておられますか。

○小林国務大臣 私はいままで外から見ておりました、国立公園部のいまのようなことに対する考え方が少しやまし過ぎる、こういうふうな話について、いまのようなお話を聞いておられる、できるだけ便宜をはかるべきである、これからの考え方の方で私はいきたいと思っております。

○山内委員 いま申し上げたことは事実であって、その後どう解決したかわかりませんが、その現実と建設したいという希望のところが差がつかえがあるなら、若干位置を移動してもいい、許可をしないという方針で臨まれることは好ましくない。いまの大臣の答弁で了解いたしました。

最近問題になってくることで、これは公園部が担当しているのじゃないかと思ひますが、温泉の掘さくの問題です。あまり試掘が多くなりまして温泉が出ない、隣で掘ったために前に出たところが出なくなつたとか、いろいろ現実の問題としてあると思うのですが、この温泉を掘る場合の許可方針というか、そういうものはどういうふうにお立てになっておられますか。

○小林国務大臣 お話のように、方々で乱掘の結果温泉が枯渇する、こういう問題が生じておりました、いまのような状態で放置することは適当でない、こういうふうな考え方をしております、できるなら温泉法を改正して、そしていまほとんど地方庁の都道府県知事にまかされておるこのことについてある程度の制限を加えなければ、温泉という資源の保存に欠けることがござります、こういうような考え方をいたしております。そういうことで、いま私どもとしては、全国的に資料を集めてまして、適当な法改正に持っていきたい、こういう考えで準備を進めております。ただ、温泉につきましても、いま方々で現に枯渇をして、中には熱を加えて温泉にしている、こういう事例が方々に出ておられます。しかし、これは、どちらかと申すと温泉関係者ではないしよにしておる、こういうことで、正確な資料を集めにくい事情もござっております。私は、お話をうける資源の保存のために、あるいは資源の活用のために、適当な措置をしなればならぬというふうな考え方を調査しております。

○山内委員 いまの大臣の答弁ではちよつとおかしいのじゃないでしょうか。設置法の十一條の二の六條には「温泉を保護し、その利用の適正をはかること」といって、ちゃんと大臣はやらなければならぬことに義務づけられておるのじゃないですか。これから調査して資料を集めて対策を講ずるなどといったって、現実の問題にはおそれのじゃないですか。この十一條の二の六をいままでどういうふうに生かしておやりになってきましたか。

○今村政府委員 これは実は大臣の命令によりましていいますか、一昨日も全国主要府県の所管課長を集めていろいろやっておりますわけですが、現在の法制的な立場が、実は二十三年にできたものでありまして、温泉掘さくの申請があつた場合には、温度とか、湧出量とか、他に影響を及ぼさない限りは認可しなければならぬ、こういうふうな法のたてまえになっておるわけですが、その思想は、やはり公共にどんなに使わせるようにしたらどうか、というふうな話だと思ひます。が、現実には静岡県のようなところでは、隔月に開いて、一回に六十件ないし八十件くらいの新規掘さくの要求が出てくる。ところが、現実にはそれを掘れば隣の温泉へどういふ影響があるか、許可しないという責任は、知事側が背負わなければならぬ。その辺が地下の問題でござりますので、確かめようとする地下ボーリングというものは非常に膨大な経費がかかるというので、やむを得ず認めざるを得ない。たとえば昭和三十七年に全国で試掘の申請が三千七百六十九件ござります、それが認められたのが三千三百九件、ほとんど通つてしまふ。それは何か知事の判断の場合において、他に影響を及ぼす、あるいは公共的な害があるというふうなものをとつて掘り下げて、

科学的にこれはいい、これは悪いというふうなものをとつる方法はないか。いまほとんど知事の包括委任のようになつておりました。したがつて、それを法律的にこういう場合にはだめ、こういう場合にはよろしいというふうなものをとつるというので一生懸命に集めておるのですが、現在の地質学の関係からいいますと、相当データを集めなければならぬ。結局県の審議会である程度の議論をして、拒否する理由が見つからないものですから認めてしまふ、こういうかっこうになるだらうと思ひます。その辺は、自然科学の問題もござります。いま片方では県等の行政機関と連絡をとりながら、片方では地質学、温泉学というものの二つの方法で、話を進めておる最中ではござります。

○山内委員 この改正案文を第五條の五十一の七ですか、特別保護地区あるいは特別保護地区といふものを指定する、そしていろいろ制限を設けておるので、これは具体的にどういふことををさしておるのですか。

○今村政府委員 これは五條にありますが、二つの地域が出ております。が、特別保護地区といふのは、たとえば尾瀬沼のように、草一本でも抜いてもらつては困る。これは全然自然そのままに残したいというふうな非常に厳密なところでありまして、それから特別地域といふのは、それほどではないけれども、景観上相当のものを規制しなければならぬ。もう一つは、ほとんど野放しみたいなものが、普通地域といふのがござります。この三つの区分けでやっております。この三つの区分け、特別保護地区あるいは特別地域

の中にいて大きな温泉をつくりたい、あるいは大きな温泉施設をつくりたいといふときには、こういう計画に従ひまして景観をあまり破壊しないように、たとえば十二階くらいいやつがときどき出てくるわけですが、一番景色のいいまん中へ。そういう場合には、地形の関係とか、木の関係とかで、せいぜい五、六階くらいにとどめてもらえぬかというふうにして、あまり林の上からひよつと飛び出すというふうなかっこうのものは、景観保護という意味から遠慮してもらいたいといふことで、県と厚生省と申請者と三者集まりまして、事実上の話し合いをやっております、こういうふうな状況でござります。ただ問題は、それによつて、特に所有権がござりますから、自分の土地にものを建てるのに何が悪いという議論に常によつたります。そうしてどうしても強行する場合には、自然公園法の中に、それによつて民間が受けた損害は補償しなければならぬという規定がござります。ところが、実際はその補償という問題まで行き着かないで大体折れ合ふ。こちらのほうも、それではどういふ設計に、色はこういうふうにしてもらつたほうがあまり気がつかない、五階、六階といふのは四階といふようなところ、かんべんしてもらいたいといふような、事実上の話し合いで折れ合つておるわけではござります。

○山内委員 私、この問題はこの条文を読んで奇異な感じを実は抱くわけですが、かなりこれはきびしい規定になつておりますね。たとえば読んでみますと「一定の行為について許可を与え、普通地域内における一定の行為を

禁止し、若しくは制限し、又はこれについて必要な措置をとるべき旨を命じ、並びにその処分を違反した者に対し原状回復等を命ずること。この条文を讀みますと、民主主義の自由の認められていた時代に、これを字句どおり解釈したら、たいへんな弊害を生む規定ではないか、そういう印象を受け取るわけですが、これについては、適用の場合十分御配慮があると思ひますけれども、いま言ったとおり、人が四階の建物を建てたいものを二階より高くするとか、それでもその地域内ならいいのですよ。多少景観が悪いからといって、見晴らしが悪いからといって、ここまで制限することはどうかという気分もするわけです。これがお互いの話し合いでうまく解決すればいいのですが、法の条文を見ると、犯した者に対しては処分ができる。原状回復の命令もできる。ちよつときびし過ぎるのじゃないでしょうか。その辺の配慮はどういうようにしているか。これで問題がいままで起こった実例がなかったかどうか。

○小林国務大臣 私は、担当の所管の大臣として、従来とも少しきびし過ぎる、国立公園部の、あるいは厚生省のやり方が、そういう感じを持っておられますので、できるだけそういうトランプの起きないような程度の弾力性をもって事に当たるようにということを示すをいたしておきまして、そういう向きのことは、私も同感でございます。

○山内委員 それでは次に進みます。今度児童局を児童家庭局と名前をおかえになる。これは私どもは、児童といえ、家庭と切り離して考えられない、子供ですから。何がためにこういう提案をしなければならぬのか。児童局と家庭局、二つを合併して統一したということならまだ話はわかりませんが、どういうお考えか、この点を明らかにしていただきたい。

○黒木政府委員 実は従来の児童局におきましては、精養軒とか心身障害児とか、要保護児童を施設に収容いたしまして保護する施設、子供会あるいは子供クラブ、児童館等によって子供の健全育成をはかるという施策を主としてやってきましたが、これはいづれも児童の家庭外の生活を対象にした行政施策であつたわけでありまして、しかし、最近におきまして、青少年の非行が激増する、あるいはいろいろな児童の不幸な問題がありますが、その根本の原因がやはり家庭にある。しかも家庭が児童の健全育成の基盤であるということがだんだんはつきりしてまいりましたから、今度は、家庭にある児童に対する対策というものを強化してまいりたい。そういうような趣旨で、家庭に対する相談、助言を強化しました。あるいは家庭に対して積極的な援助をするという行政施策を新しく展開したいということ、名称の変更をしたのでございます。

○山内委員 これは名称だけの問題です。それから、強く取り上げることもないかと思ひますけれども、ただ、これも考えようによっては、人の家庭の中へお役人さんが入り込んでいって巡回相談をするとか、そういうことは私には行き過ぎの面もあるし、またこれらの子供の教育という問題については、それぞれ考え方が非常に分かれておると思うのです。決して一致したものでない。池田さんも一生懸命人づくりを言っておられるから、あの人はあの人の考えがあるだろうけれども、私どもはまた総理のような人づくりをされては困るという考えもあるわけですね。そういうことで、今度家庭児童相談室を設けられるわけですが、この機構をどういうふうにし、どういうふう運営して相談に應ずるお考えなのか、その点を具体的にしたい。

○黒木政府委員 家庭児童対策を展開してまいりますのは、決して家庭生活に対する干渉を考へておるわけではないのであります。実は満三歳児の全国一斉検診をこの数年やっておりますが、その際、母親にアンケートを出しまして、子供の育成上ぜひ専門家に相談をしたいという人がどのくらいあるかを調査をいたしました。八割くらいがぜひ相談をしたいというふうなものである。いまま申し上げたような、専門家が、そういうような質問を持つた母親に対して相談助言をするという必要を感じましたので、こういう制度を考へたわけでありまして、これは福祉事務所に家庭児童相談室というものを置きまして、専任の児童福祉担当の社会福祉士一名と、それから非常勤の家庭相談に定着される医師とか、その他の心理学者とか、専門家を二名福祉事務所に配置をして、母親の相談助言に当たる。主として先ほど申しました三歳児の一斉検診で発見しました問題児童、問題家庭の相談助言に当たるということで、いまスタートいたしておるのですが、本年度は、一斉検診がまだ全国的には行なわれておりませんので、とりあえず児童

委員とか、あるいは学校とか、保育所とか、そういうところから問題児童、問題家庭の通報を受けまして、そういう家庭に対して、いろいろ相談助言に應ずるというふうな運用を考へておるわけでございます。

○山内委員 考え方としては、私もあえて異議はないのですが、ただ、この運用をどうするかということになります。なかなかにめんどうな面もあるのではないかと。特に、いまここで聞きしておきたいと思つておるのですが、この間厚生省から厚生白書をお出しになりました。あれを見ましても、最近最低限度以下の生活をしている人、生活困窮者が、非常にふえてきておる。一万世帯、約三万人ふえたという報告が、あの中に載つておるわけですが、うしなす、憲法二十五条で保障されている健康で文化的な生活を営むことのできない世帯というのが、百六十万人もおる。いま申し上げたような、主人がなくなつて、母子家庭になつていく世帯も百二十万人くらいおるとかいう数字が、たしか載つておつたと思ふ。盛んな消費ブームで生活が向上した反面、こういう困つておる人がどんどんふえていく。こういう点では、厚生大臣はこの問題については非常に責任もあるだろうし、解決に努力されなければならぬと思ひます。そういう意味で、いま厚生省で考へて諮問をされておる児童手当制度、これは私も新聞で読んだ程度で、内容はよくわかりませんが、中央児童福祉審議会で答申されたこの児童手当というふうなもの、これは非常にいい考え方だと思ふ。これについては、いづれからこういう児童手当の問題を進められる

お考えなのか、その点をひとつお聞かせいただきたい。

○小林国務大臣 児童手当の問題は、外国でもだいたい実施されております。日本も一部は被用者関係では家族手当として実施をされておる、こういうことでありますが、これは要するに、子供と生活とのバランスをとる、また労働者等の移動あるいは高年齢層の就職促進、こういうような問題からいいますと、一般的に児童手当を設ける必要がある、こういうことでその答申もあり、また現在、児童福祉審議会でもそのための特別部会を開いて検討をいたしておるわけですが、何ぶんにもいざば義務教育関係の児童だけでも二千七、八百万人もおる。これにどういふ程度の手当を支給するかということも、財政上その他の非常に大きな問題であるのでありまして、いま実際問題として、組織的な調査をするにつきまして、組織的な調査をする。また、一方被用者関係につきましても、世帯を選んて調査をいたしておるものでございまして、まだその内容等につきましても、具体的なものを待つに至つておる。しかし、この問題は、いろいろの必要から私どもはどうしてもこれは実現をせしめなければならぬと思つておるものでありまして、いまの予想では、いわば所得倍増計画と申しますか、この計画の後半期の昭和四十一年、二年度までにはこれの実現をはからなければならぬ、こういうふうな考え方をもち調査を急いでおる、こういう状態でございます。

○山内委員 四十一年、二年という、まあそう遠い将来でもありませんし、ぜひこの制度は実現していただきたい

五

インターン段階におきまして、いろいろ検討して、意見を求めております。いま会合をしばしば開いて検討していただいております。なお、医学教育と関連いたしまして、これは医療制度全般に關する問題だということで、文部省とも連絡いたしまして、文部省関係からも委員を出してもらい、厚生省関係からも委員が出まして、一緒に会議をいまして、話し合いをして検討を加えておるといふ状態です。

○山内委員 次に、国の厚生省の事務で地方公共団体に委任事務をやっております。たとえば国保の保険料の徴収、この問題は、だいたい地方でも非常に事務費が足りなくて困っておるといふことで問題になっておるんですが、この制度をどういふふうに変更しようとしておるのか。特に地方事務委託制度を廃止せよ、こういう世論もあるし、審議会のたしか議論の中にもあると思うのですが、これはどういふふうにお考えになっておりますか。

○小山政府委員 国民健康保険は、ただいま仰せのとおり、いろいろ問題を持ってありますが、大まかに申し上げまして二つあるわけでございます。一つは、給付内容が、一般に被用者保険といわれております健康保険の系列に属するものと比べましてやや劣っている、これを何とか同じ程度の水準にまで引き上げていくという問題でございます。それからもう一つは、この国民健康保険の被保険者の中に比較的所得の人々が多い関係からいたしまして、保険料の負担になかなか耐えかねる、その上に、特に国民健康保険の被保険者は、ほとんど全部が自営業者でございますので、被用者保険における

ように保険料の半分の事業主が負担をしている。したがって、実質的に見れば、本人の負担は半分になっているといつたような、そういう利益がございませんで、この保険料の重圧感というものがかなり強く感じられる。これをどう解決するか。この二つの問題でございます。

前段の問題につきましては、昨年の十月で世帯主全部について七割の給付をするという制度を実施いたしました。現在、残りの問題は、家族の人々も同じ程度の水準に引き上げなければならぬという問題でございます。これはぜひ解決しようというところになりまして、来年の一月から四年計画で問題を解決しようというところで、これに必要な予算を今年度おぎめいただいたわけでございます。これが実現いたしますと、国民健康保険は、世帯主も家族も七割、被用者保険は本人は十割、家族は五割、こういう関係になるわけでありまして、両者の格差といわれるものはかなり詰まってくるわけでありまして、その上に立って、国民健康保険も、被用者保険も、あわせて内容をよくしようという次の施策を進める、こういうふうな段取りを考えているわけでありまして、それから国民健康保険の保険料のほうにつきましては、先ほど申し上げましたような問題を解決いたしますために、昨年度から低所得の被保険者に対する国の特別の補助金を出すことにいたしました。前年度約四十二億くらい用意しております。これで低所得の人々の保険料を上げないで済むようにするといふふうにして、おるのであります。その結果、それま

で、の間毎年一三、四割くらいふえてまいりましたところの保険料なりあるいは保険税といふものは、昨年にどうやら前年に比べてほぼ同じ程度で、一回だけ足踏をして休むことができた。そういう上に立って今年度施策を進めていく、こういうふうになっていくわけでございます。

それから後段に仰せになりました問題は、これは現在国が直接に行なっております政府管掌の健康保険なり、あるいは厚生年金なり、日雇い労働者健康保険なり、あるいは国民年金の実施に当たっております職員の問題でございますが、これは先生御承知のとおり、一面においては統一的な事業でございます。いまして、地域の違いというもののによる違いを反映させることが、必ずしもできがたいのでございます。たとえ健康保険について申し上げますと、全国の都道府県のうち、都道府県だけでその収支を合わせますと、ほとんど大部分が赤字なのであります。わずかに東京その他大府県で入ってまいりますプラスの保険料というものを、そのほかの三十数県のほうに回すことにして、かかるうじて収支が合っている、こういう前提でございますので、統一の運営のほうを確立する意味においては、何とか国が直接やらなければいかぬ。しかし、一面においてはなかなかこれは地方と関係の深い仕事でございますので、これも府県との連絡を十分に考えなくちゃいかぬ、こういうことで、現在御指摘のようなやや変体的な制度になっているわけでありまして、が、実際に即しつつか何とか合理的に解決をいたしたいということ、ずっと研究をしているという状況でございます。

○山内委員 いまの制度の問題では、すでに行管から勧告が出ているはずで、もう研究の段階は過ぎて、実施に踏み切るかどうかという時代じゃないのですか。

○小山政府委員 この問題については、ただいま申し上げましたような事情から、何とかひとつ検討して、いよいよいまいまのところ臨時的な制度になっておりますのを、恒久的に安定した方式に持っていくべきであるという問題の指摘がございまして、どう解決するかということ、いまのところまだ双方研究しているという状態でございます。

○山内委員 それから国民健康保険の給付の問題ですが、これはだんだん上げていくというところは、みな住民が望んでいくところなんです。そこで、現在七割給付ですが、これを地方の町村が、町村長なりあるいは議会が議決して十割にした、踏み切った場合に、これをあなたの方では、そういうことはいかぬといふ禁止していることではないかと思うのですが、ただ、それほど豊かであるなら交付税で見てもどうか。これは、あるところに行つたときに、そういうことがあるというのを聞かされては心外に思つたのですが、その村や町の置かれてる状態、どうしても十割給付しなければならぬ、どういふことで村長なり議会が思いつて十割やるといふものを、あなたの方ではそれはまかりならぬということにないと思うのです。まあ自治省の関係もあるうかとは思いますが、その辺の指導方針

は、どういふふうになっておりますか。

○小山政府委員 先生仰せのとおり、さようなことはございせん。それで七割給付以上の給付をするのが望ましいわけでございますが、問題は、それに伴って収入のほうを無理にしない、確保していくことができるかでないかという問題があるわけでありまして、そういう場合に、収入のほうは二の次にして、とにかく勢いのいいこと、ということで行き詰まるとは困るから、十分にひとつ念には念を入れてくれという注意はいたしておりますけれども、抑制するようなことはございせん。

○山内委員 最後に、一つだけ定員増の問題についてお聞きしておきたいと思うのです。

三百六十八名の増員を要求されておるのですが、これは本省とそれから社会保険庁に割り振られておるようですけれども、社会保険庁のほうは大体想像つきますけれども、本省の三百五十二名というものは、どういふふう配置されるのか、その内訳を……。

○梅本政府委員 本省の三百五十二名の内訳を大きく分けまして、まず内部部局で十二名の増になっております。付属機関で三百三十名の増、地方支分部局で十名の増になっております。そしてまず第一の内部部局でございますが、環境衛生局に一名増、社会局に一名増。その次に付属機関でございますが、付属機関のうちの試験研究機関としまして、病院管理研究所三名、国立ら研究二名、国立衛生試験所十名の一増でございます。それから検疫所五名、国立病院、国立療養所は、内訳

に少し増減がございます。二百二十四名の増になっております。国立がんセンターは五十八名増、それから国立光明寺二十名増、国立ろうあ者更生指導所六名、国立精神薄弱児施設一名の増でございます。次に、地方支分部局のうちの地区麻薬取締官事務所、十名の増でございます。合計三百五十二名の増となりまして、本省の現在の定員四万九千五百二十名が四万九千八百七十二名に相なります。

○山内委員 この麻薬取締官を警察のほうに回せないという理由は、どういうことですか。かえってそのほうが実績があるように考えられますけれども、そういうお考えはありませんか。

○梅本政府委員 現在の行政体系におきましては、麻薬事犯といえますのは、他の犯罪と異なりまして特殊性のありますことは、御承知のとおりでございます。たとえおとり捜査でありましても、あるいは麻薬に関する専門的な知識が必要であるという点で特殊性があることは、御承知のとおりでありまして、また一面、麻薬中毒患者の治療、更生面も重要でございます。したがって、こういう点では

かの行政と違いますので、麻薬犯罪を普通一般の行政の対象にしました場合には、非常にその能率を低下させるというふうにわれわれは考えております。現在の麻薬取締官は、警察官に比べてましてきわめて少数でございますけれども、不正麻薬の押収量は、総量で四〇%近いものにのぼっております。この点は、特別の行政機関の中にありまして、専門的な知識を特に持つて、その特殊性を生かしておるというふうな、われわれのほうは自負しておるわ

でございます。

それからまた、一応観点を交えまして、現在の麻薬取締官に關しましては、九つの協定、条約及び議定書がございます。厚生省がこれらの問題の処理全般を担当してございます。また、毎年四月ジュネーブにおいて行なわれます国際麻薬会議にも、日本政府の代表として出席いたしまして、加盟国からの通信その他の連絡は、厚生省の薬務局長が担当してございまして、諸外国の例におきましては、麻薬取締官につきましても、専門の取り締まり機関というものを設けてやっておる例がございますので、現段階におきましては先ほど申しました麻薬犯罪の特殊性という点から見まして、一般警察の中に入れるよりも、厚生省の更生、治療部面と合わせた専門家が担当したほうがよいと考えておる次第でございます。

○山内委員 これは希望ですけれども、実際は警察のほうでもやっているのです。そしてこの種の犯罪がだんだんふえていくか減っているかわかりませんけれども、撲滅できないというところは残念な話で、私はもつと警察と一緒にやってやろうが効果的だと思ふ面もあるわけです。いまお話しのようなこともありましようけれども、もう一つ研究していただいて、こういう犯罪は少なくしてもらいたいという希望だけ申し上げて、終わります。

○徳安委員長 山田長司君。

○山田(長)委員 何を設けても、私はこう考えるのです。やはり職制でも、魂が入ってない職制は、どう職制を変更してみても、その職制はただ砂上に楼閣をつくるだけの印象しか持てない

と思うので、私はこの点について、特に厚生省の仕事は国民生活に密接な関係を持つております仕事だけに、なまやさいいことでは国民生活の中へ持つていって魂を打ち込むということは困難だと思ふのです。

そこで私が伺いたいことは、最近レクリエーションが盛んになりまして、山野に都会生活者の出入りする数が非常に多くなってきた。遭難者等もまたこれに正比例して多くなつてきておると思うのであります。そこで私は、山を歩くことはふえてなんですけれども、一たび山へ入つてみますと、たとえば一地方を申し上げてもあなた方はわかると思うのであります。国立公園内の尾瀬地方へ一度足を踏み入れてみるとわかると思ふ。土曜、日曜に三千も四千もの人たちが、夏になると入ります。この人たちが山へ入つて宿泊所もなければ寝る宿もない場所に入つて生活されたときに、どういう結果が生まれるかというところは、常識的に判断しても、これはどのくらい国立公園内がよごれるかというところは想像できるところであります。これは予算の面もあることではありますけれども、これは一地方を申し上げただけであります。何れ国立公園内の一カ所だけを限つて申し上げなくても、おそらく全国的な現象であると思ふのであります。このよごれている山を国立公園でございまして、いわれても、私は足を踏み入れてみて、これが国立公園だといつたのではあまりにもざんきにたえないものを山の各所で見受けるわけでありまして、おそらくオリビックを境にいたしました、かなり

日本の国立公園内にも、道路のない地域にも、外国の観光客が入るのではなつかうと思ふのであります。これらについて、一体抜本的にどういう処置を厚生省としてはお考えになつておるか、まず最初にそれを伺います。

○今村政府委員 おそれ入りますが、お答えさせていただきます。いまお話にございましたように、三十年ごろは四千万ぐらいしか国立公園に行かなかつたのが、三十六年は一億一千万、三十八年は一億五千万ぐらいになるのではないかと、こういうふうな情勢でございます。それで、前段といたしまして、国立公園二十一カ所に五十二名のいわゆるレイシジャーといつておられますけれども、その担当者を置きまして、そういうふうな散らかさないうちに、それから高山植物を尾瀬あたりはしつちゅう持つていくわけでも、そういうものの制止というふうなもの、その努力はいたしております。お話のように大体二百万町歩近い国立公園の中で五十二人というところで、はなはだ手が届かない。したがって、場所によりますれば、お話になりましたように紙くずの山ということでは、事実上あるのでございます。それで公園部といたしましては、基本的には全部直轄で相当の清掃人員を雇つて片々端から拾つて歩く。もちろんPRは先行するわけでございますけれども、そういうことで昨年ぐらゐから、おそまぎでございます。昨年約三百万ほどの予算をとりまして、モデル地区を選んで、清掃の人を雇つてどんどん拾つて歩くというふうな方法が一つ。それが本年度には約四百五十万ぐらいの予算をとつております。そういうふうな

努力をいたしております。それからもう一つは、地元の清掃業といふことです。市町村長が責任を持つというところで、清掃法に基づきまして市町村長が責任を持つものでありますけれども、えてして観光地というのは、客の収容は熱心であるけれども、そこまではなかなか手が回らないということでは、これではいけないということであるので、いま申し上げましたように、予算を一つの種にして、果なり市町村からも若干出してもらう。それから地元、たとえば箱根にしましてはそこにして、そういう営業関係者からも、協議会をつくりまして、若干ずつ持ち合つてそれで協力をして、あるいは直接人を雇つてやつてもらふというところで、できる限りの努力はいたしております。で、新生活運動協会というところから、五百万円だったと思ひますけれども、それもいわゆる民間の力でありまして、これもいわゆる観光業者の応分の協力費も入れてということ、各国立公園地区ごとによつて清掃関係のそういった民間組織というふうなものをつくつて努力はいたしております。しかし、まだまだ人員の増——ことに若い人あたりにほとんどないという点で反省がないという点のPRも含めまして、今後ともその努力は進めつつあるわけでございます。なかなかいまもつて手が及ばないというところは、反省いたしております。今後ともしっかりとやろうと思つております。

○山田(長)委員 とても地元や旅館組合やあるいはその他の地方自治体に関

係のある人たちの清掃等で負える筋合いのものではない。一晩に三千人の人間が国立公園内に泊まつたら、どれくらい事態になるかというのを想像してみても、それはまた連休のとき、日曜日、あるいはまた連休のときには連休の日に入らされる。これは一地方をいま指して言ったが、おそらくこれに関連して東京近郊の公園内は似たりよつたりの姿だと私は思うのであります。こういうことは、厚生省と構改革をすることによってそれを支える、こういう考え方をしているかも知れないけれども、まず力を入れる場所をあなた方は間違っているのじゃないかという気がする。何でも予算を組むときにそういう部門に対して——私は山の中で若い、リュックをしょった女性に出くわして、これはどの方だ半と思つて声をかけた。未明の朝六時半ごろです。そうしたら、山の監視をしている厚生省の女性だった。私は、この女性に敬意を払った、朝早くから三里も四里も越えてきて山の美態を見て歩くという姿を見たとき、こういうことから私はあなたに聞くわけでありませんが、機構改革をする前に、どうして国立公園という名のつくところ一帯にもっと力を入れて清掃に重きを置くことを考えないのですか。これは大臣に伺おうと思つたのですが、政務次官からついでにひとつ聞いておきたいと思ひます。これはやはりなまやさしいことではないと思う。山の姿は変えられないのですから。

○砂原政府委員 山田先生のお話のよう、今日の国民生活はレクリエーション的になって、しかも都市生活が

ら空気のよい山を求めてたくさんの方が入って行きますことは、仰せのとおりでございます。もちろんこうした面は、厚生省が所管をいたします限り、当然厚生省がやらなければならぬわけでございますが、御承知のように、三千、四千人というような多数の者が同一場所へ入って行きます。やはりそこを利用される国民の皆さん方のお気持も、多少は考えてもらわなければならぬと思うのであります。それを他人にだけ背負わすわけのものではありません。厚生省は、そのような予算の關係で、幾らでもそうしたものの処理が出来るかといひますと、これはまたその人員を多数かかえてやるわけにもいかないというのが、現在の日本の行政の組織であらうと私は思ふのです。私が厚生省のほうへお世話になつてみまして、いままで公園部の存在というものが、厚生省の一角のほんとうに細いところにある。したがって、予算なども、総額から見ると、一課が持つておるよりも少ない程度の予算であります。こういうことでは、ほんとうに国立公園その他をただ指揮監督をする面だけしかやれない、こういうことではいけないというので、機構も大いに改革してもらつて、予算も増額をし、そしてつばな国民の期待に沿うようなものに仕上げていきたいという考え方をもちてお願いをしておるような次第であります。

○山田(長)委員 途中から大臣はお見えになったので、私のいまの質問の内容が理解されないと思うのですが、こ

れはやはり大臣の御意見を伺わなければならぬ重要なことだと思つたので、政務次官からも伺ひましたけれども、大臣からも伺ひたいと思つたので。それは、最近の自然の成り行きかも知れませんが、レクリエーション運動が盛んになりまして、国立公園内にたくさんの方々がレクリエーションで出かけるという事です。そこで、各地とも土曜、日曜、あるいは連休等にかけては、少なくとも三、四千人の人間が入ります。こういう人たちが泊つたときにおける山の清掃のことを考えてみたときに、いま山には全然何の設備もない。これで国立公園でございまして、こういう状態では、オリンピックを控えて、自然に親しむ外人客等が日本に來たときに、私はだいに恥ずかしい事態を招くと思つた。この点について、この国立公園局がでる。予算の面でもそれなら組み入れておるかと思へば、必ずしもそうではないようです。山の自然に親しませるには親しませるような方法があると思つた。こういう点について、大臣はいかなる所見をお持ちであるか。これはやはり魂を入れる必要があると思つたから申し上げるのですが、なかなか山の中にいかにでならない地元の人たちや旅館組合にそれをやらせればよいというけれども、とてもない話です。四里、五里、七里もある山の中で、とても地元の人たちが行つて清掃に関する設備などがつくられる筋合いのものではない。少なくとも厚生省としては、国立公園と名がつくところくらいは、一応世間ていをつくらうくらい設備の用意があつてしかるべきだと思つた。

です。この点について、大臣はどうお考えですか。

○小林国務大臣 国全体がきたないのではありません。国立公園だけではなない、私はそう思つております。それで、実は私も環境浄化の問題が一番大事な問題であると思ひまして、清掃関係の五カ年計画というものをやつて、いまし尿処理、ごみあるいは下水というような問題に非常な力を入れておることは御承知のとおりであります。これだけではいけない。日本全体がよいうふうな環境の政府あるいは自治団体のやるべき施設を整備する、これは第一にやらなければならぬ。その次には、国全体を国民の責任としてよごさないようにしてもらいたいということがあります。同時に、これは一つの国民運動としてやらなければ、効果はあがらない。一部の人がやつても、みな散らすのではどうにもなりません。したがつて、国民運動を始めて、最近も全国の数十団体の方に集まつてもらつて、とにかくよごさない、捨てない、そして拾う、こういうふうなことをみなでぜひやつてもらいたい。施設そのものについては政府がいたします。したがつて、たとへばごみを入れる場所あるいはかご、こういうものは公園その他にはわれわれのほうで施設する。しかし、よごさないということは、単に役所の仕事だけではできません。国民の反省と申しますか、自覚を求める以外にない。私は、昨日も環境衛生局長に指示しまして、全国の観光バス業者に対して通牒を出してもらいたい。すなわち、せめてガイドあるいは車掌

が、おる場合にはとにかく紙くずを散らさないでもらいたい、こういうふうな訓練をしてもらいたいということ、全国の観光業者にも出すということ、をいましておきます。そういうことで、私は国民全体の国民運動と、それから施設を公の機関において整備する。それから清掃法等によつて、そういうことをある程度国民に訓示的な内容の規定も持つ、何人も環境をきれいにしなければならぬ、また河川あるいは港湾、道路、広場、こういうものは管理者の責任として清掃してもらいたいということも、今度の清掃法には特別な規定を入れておるのでござい

ます。国立公園等がきたないばかりでなく、最近には新宿御苑あるいは宮城前広場さへ非常な非難を受けておまして、人が足りないという事で、新宿御苑のごときは、最近特に失対事業でもつて清掃をやつてもらつた、こういうことまでいたしておりますし、宮城前広場等につきましても、そういうことを考へておるのであります。われわれ役所としては、まず新宿御苑等につきましても、かごを十分に整備する、こういうふうなこともいたしておりますし、山につきましても、そういうふうな人の大ぜい行くところには、とにかくごみを収容するかご等の設備等はいたしたい。ただ、何分にも人を十分持つて、そして清掃をやるというようなことは、なかなか困難な問題でありますから、まずもつて散らさないという事で、私は第一着手、いま申すような、特に全国のバス業者等に対しては、そういうことの協力を求める通牒を申し上げておるのであります。これはほんとうにお話のとおりお恥すか

しいわけでありまして、これは政府のほうはもちろん、自治団体、国民全体も、この問題の解決に当たらないければならぬ、こういうふうな思っておるようなわけですね。

○山田(長)委員 大臣の言われることもよくわかるし、その一部の責めは政治家としてわれわれも負わなければならぬ筋合いのものだということもわかります。しかし、急に頭の切りかえのできる筋合いのものではない。そこで緊急事態として、私は、やはり何かの施策を講じなければ、いま大臣がおっしゃられるように、宮城前の広場だとか新宿御苑等は失対事業ですぐに解決つくかもしれないが、国立公園の内部というものはそれだけでは片がつかないから、私は申し上げるのです。こういう点をどうお考えになるかということでもいま御質問したわけでありましたが、大臣から答弁がなかったけれども、これはひとつ勘案して、お考えを願いたいと思うわけでございます。

次に申し上げますが、今度の設置法の中に児童局を児童家庭局というふうな名称を變えたと書いてありますが、變えることによって問題が解決つくのではなくて、ただいま申し上げたように、何としても教育の問題だと思っております。うしろのほうで日教組がどうこうなんと言っておりますが、そういう筋合いのものでなくて、やはり国民全体が一つの方向へ持っていくためには、私、実はびくびくしたのです。が、昨年中国へ旅行しましたら、スズメの害が農民に非常に及ぶというので、スズメの大群を落とすのにどうして落とすのかと調べてみたところ、きょうはスズメをとるのだという日に

なったら、支那の四つか五つの省が全部スズメとりにかかって、それでスズメを地べたにおりられないように、統一された形でものをたたいたり鳴らしたりして、飛んで歩いておるスズメがとうとうしまいに落ちてしまった。いわばのんきなことですけれども、そういう統一された形で、これと同じように、やはり清掃の仕事も、あるいはハエを退治する仕事も、国民の間でやられておると思うのです。このことが大きく変わりつつある中国の姿だと私は思うのでありますが、それと同じように、児童局を児童家庭局に變えるというのだから、一生懸命児童局の一つの方向を指示して家庭環境をつくり出すことだとして、まわりじゅうが——見て

ごらんない、テレビを。毎日毎日朝から晩まで人殺しのテレビ放送をやっている。朝から晩までどのスイッチを付けても、若い男女がくつきき合ったりしている場面をやっている。これでは子供と家庭の環境をよくするといつても、テレビの入っている家庭ほどの子供は早熟になっておる。勉強をろくにしない。実際問題として私はそうだと思うんです。そこで、こういう問題について、厚生省としては、文部省と連携をとって、プログラムの編成にあつても、くつきき合ったり、殺したり、ピストルを突きつける騒ぎばかりでなしに、もっと環境をよくするためプログラムの編成をつくってしかるべきだと思ふ。厚生省が児童局を児童家庭局に變えることについて、私は意地わるを言うわけではないけれども、厚生省は、文部省にも力を入れて環境の状態をつくるための連携があつてしかるべきだと思ふのですが、こういう点

について、厚生省は文部省あるいはテレビの会社等とどんな連絡があつて、この環境状態をつくり出すということをお考えになっておられますか。

○小林国務大臣 これはお話のとおりでありまして、環境をよくするためには、どうしても政府あるいは国民全体がつくらなければならぬということでありまして、いまの俗悪なテレビ番組等につきましても、郵政省が中心になつて検討している。文部省も、私どもも参加してこういうことの御注意を申し上げておるわけでありまして、世間では表現の自由とか、言論の自由とか、こういうことが非常にやかましく、場合によると、暴力に近いような自由まであるということでありまして、私は、どうしても児童の健全な育成のために、お話のような方途によつて、厚生省も、郵政省も、文部省も、一緒にやらないければならぬ。ことに、内閣には青少年問題協議会というものがあつて、これらの連絡調整のために青少年局をつくりたい、こういうふうな話も出ておるのでもございまして、これはどうしてもある一つの省の仕事ではできない。全体が調和を持って協力してやらないと、こればならぬというところは、御意見のとおりでありまして、お話のような問題につきましても、われわれも関与して発言をいたしておる、こういうことでございまして。

○山田(長)委員 戦争というものが、いろいろな形で日本国民の間に悲劇を起しているというところは事実ですが、そこで私は、この間大臣に決算委員会でも御質問申し上げたことについて、結論を伺うわけでありまして、

栃木県の黒磯の慈生会は、御承知のように、戦後生まれてきた精薄児童のために、フランス人があつたに慈善事業として建物をつくつておる。その百人からの日本の精薄児童の育成にフランスの人が当たっている。これが、この六十万坪の土地の地代の滞りができてしまつて、会計検査院の批難事項となつた。大臣はこれに対して、私の質問で、外国の人にまでそういうことをやらせてもらつておつて何とも恐縮しているんだが、これについての経費の問題は、農林省当局にも話して、できるだけの方途を講ずると言つたので、地元の慈生会の人たちはたいへん喜んで精薄児童の教育に熱を入れておるという情報を耳にしたわけでありまして、けれども、この戦争というものがあらゆるところで悲劇を生んで、日本政府の手に負えないで、外国の人がやっている。これについて、たいへん心強い返事が大臣からあつたんですけれども、その後どうなつたんですか。

○小林国務大臣 山田委員のお話、私は非常にごもっともと存じまして、この前も公式の席でなく申し上げたのでありますが、あれが公用財産だからあつて、これが今後相当恒久的にあつて、施設に使われる以上は、農林省の財産からはずしてもらいたい、これを普通財産にして、無償貸与なり適当な方法を講じたい、こういうことでいまだ折衝をいたしております。そういう方向でぜひ進みたい、かように考えております。

○山田(長)委員 ただいまの問題は、それでわかりました。日本の精薄児童が外国人に育成されていて、その土地を地代をとつておるというふうなことで、たいへんわれわれとしても肩身が狭い感じを受けたわけなんです、ただいまの大臣の答弁で私は満足しましたから、どうぞひとつそういう方途を講ぜられるようお願いしたいと思ひます。

次に、国立公園の問題については、これは各地で見受けることでありますが、禁猟区というのがあります。禁猟区は、むしろ中に住んでいる動植物に対して保護が与えられていることがその中の規定にあり、そういうものだと私は思つておりましたが、今日禁猟区という看板が出ておる厚生省の国立公園内、あなた方は鉄砲撃ちが猟をしていないと思ひますか。これを聞きたい。

○今村政府委員 お答えします。禁猟区は、農林省の關係でやつておりました、私も、そこまでは実はまだ勉強いたしておりません。農林省の管轄だと思つておるが、あなたの方の常識を聞いておるのですよ。して、あなたの方の常識で、国立公園内でやつておるかということをお聞きしておるのです。

○山田(長)委員 ほんら私は狩猟法で農林省の管轄だと思つておるが、あなたの方の常識を聞いておるのですよ。して、あなたの方の常識で、国立公園内でやつておるかということをお聞きしておるのです。

○今村政府委員 勉強不十分でございまして、おそらく守られておるんだらうというふうな思つておりましたけれども……。

○山田(長)委員 やつぱりこういう問題をあなたの方から知らずに、国立公園でございましておるのじゃだめなんです。私が知つておる数カ所の国立公園内で、いずれも猟がなされておる。何で私は猟のことをこんなところ

で持ち出すかという、冬になると、動物にえさがなくなくなるのです。えさがなくなりまると、ほとんど木の芽と皮を食べている。たとえば、この土地では何というかわかりませんが、私の郷里ではムササビという、前のほうがイタチに似たような顔で、羽のはえてくる動物がおりますが、これらを一晩で二百、三百ととる人がいる。もちろんこれは関東から東北にかけてそういうことがなされているわけですが、これではせっかく国立公園でございますと言ったって——大自然の植物がこの動物に荒らされるから保護するんだというかも知れないけれども、何かの駆除方法はあるに相違ないと私は思う。サルの大群等もおります。それがみんな猟銃を持っていてやられてしまふ。それから保護されていべきシカなども、これは死んでおったとか、あるいはシカの種類で保護されているシカがおりますが、カモシカであると思わなかったとか、こういうことで平気で獵をされてしまつておりますけれども、これはやはり農林省と国立公園の担当の者は常時連絡をとって、駆除の方法、入らせない方法等が持たれないと、せっかく自然を保護するといつて国立公園なんというものが国民に親しまれておるのだけれども、これがだめになつてしまつていく。こういう点について、いままでも連絡が持たれておらないとすれば、これからやはり連絡を保つて、禁猟区の問題についてもお互いに検討しなくてはいけないと思うのですが、どうですか。

○今村政府委員 至急農林省の担当部と連絡をいたしまして、その対策を講じたいと思います。

○山田(長)委員 それから今度の法案の中に、温泉の問題が出ています。温泉のことは、先ほど山内委員からも枯渇するということであるという意見が出ましたが、私は、別な角度から、このことについて一応御質問申し上げたいと思うのです。

実は各地に自然のまま温泉が湧出しているところがございます。この湧出しているところをさらにたくさんのお湯を出すというふうな目的なものでありまして、湧出けれども、現在湧出されているところへさらに補給の申請を出します。申請を出してその場所を確保しておくわけですが、大体その場所の確保は法律的に一年で期限が切れることになつていくけれども、それが毎年毎年繰り返し書類を出して、一体何年たつたらば、ほんとうの意味の掘れないといふことの認定を下すのですか。

○今村政府委員 現行の法律におきましては、一年以内に着手しないといふことになりまふならば、これは取り消しの対象になる。当然失効にはならぬ。したがって取り消しをするのであります。したがって、いろいろな事情があつてそれが多少延びるというふうで、前もってその地場を確保するというような動きが相当ございます。御指摘のように、それをいかにして法律的に一年間でも許可は失効するといふふうなかつこうにはつきり書き改めるかといふことも、いまいろいろ議論しております問題の一つでございます。それからもう一つは、資力、信用から見て、当然やる意思がないのに、権利確保にすぎないのじゃないかといふような疑念のある者につきましては、こ

れの経済的な資力の問題とか、技術能力の問題とかいふものを確かめて、許可を出すのに十分慎重にやれるといふふうなかつこうにしたいと思つておりますけれども、現在の段階におきましては、いややるのだ、銀行から金を借りるのだ、こういうふうにならば借りまふと、なかなかその辺の認定がむずかしいので、ついはいふふふのやうに場所だけとっておくといふふうなものがある程度あるといふふうな承知いたしております。これにつきましては、やはり法的に非常にむずかしい問題だと思ひますけれども、資格能力なり実行の意思なりといふことを十分確認できる方向に持っていかなければならないのではないかと、こういうふうな考へております。

○山田(長)委員 法律がそういう規定になつておるにかかわらず、権利確保のために明治四十年、大正三年、大正十一年といふ古い歳月から今日まで毎年毎年書きかえをしていくとしたならば、これは一体どういふことになるのです。私は、これは国民健康衛生上から考へてみても、温泉といふものが公共性に非常に大きい役割りをしている上において、そういう確保のしかたをされていくといふことは、違法だと思ひます。これをもし果当局あるいは厚生省等がそのまゝにしていくとしたら、一体どうするのです。明治から今日まで毎年毎年書きかえていく、こういう場合はどうします。

○今村政府委員 そういふふうな件数は、たとえば静岡県でも、大体三千件というふうな温泉の登録といひます。許可を受けた者のうちに、実際に動いているのは六〇%、四〇%は休廃

止——もう出なくなつた休廃止の問題もあり、あるいは権利だけ確保して着手しないといふものがある、大体四〇%くらいあるものであります。ただしその中で、先生のおっしゃるような次々書きかえ書きかえで来るものについて、は、現実の問題としてしましては、果がでるだけそれを何と申しますか、説得で全部おろしておるといふふうな努力はしつつありますけれども、それはやはり法律的問題として、二十三年に温泉法ができました当時は、一年間に着手しなければ取り消すことができ。当然失効にはなつておりました。そのころは、当然失効なら当然失効といふふうな踏み切らなければならぬであらうといふふうな感じを持っております。ただ、そのほかに、温泉権の問題、あるいは温泉の乱掘防止の技術的な認可基準の問題、いろいろからまつてくるものですから、そこまでするまでは多少の時間がかかると思ひますが、お話しの問題は、いままでも十分検討しまして、その方向に持っていきたいと思ひます。

○山田(長)委員 大臣に伺います。温泉が一個人の所有になるべき筋合いのものではないといふ見解を私は持つてゐる。しかし、現在の世の中においては、投資をし、事業を興した人の私有物化してしまふという形は、やむを得ないとしても、そういう長い歳月におつた——私は一地方に限つたことじゃないと思ひます。全国至るところにそういうものがあると思ひます。これは国民健康上から考へてみても、自然に噴出しているお湯といふものを、そういう形で確保しておくとい

う形ではなく、もっと広く国民一般に及ぼすことを考へてみられるような方向に法律をこしらえて出したならば、もつと国民がお湯に親しむ機会が、私はあるだろうと思ひます。この点について、明治から、大正の初期からなお確保しておくといふ事態を許しておいてはいかぬと思ひますが、大臣はどう考へますか。

○小林国務大臣 先ほどお話がありました、厚生省は温泉の利用とか監督とかについての所管の権限を持つておりますが、率直に申しまして、私は、いままでもいふような温泉法をそのままにしておいたことは怠慢であつた、こういうことを考へておるのであります。温泉といふものは一つの国家資源だ、こういうふうな考え方を私は持つております。そういうたゞまゝで、いまのように単に府県知事に包括的に委任しておるといふ方法は、私は、いまの社会通念に合わない、こういう考えを持つておりました。単なる私権の対象にするといふようなことも含めて根本的に直さなければならぬといふことで、いま法律を——私はできるならばこの国会にも出したかったのであります。ただそこまですておりました。どうしてもお話しのような不合理がありますので、私は、根本的に温泉に対する考え方を變えて、法規を直さなければならぬ、こういうふうな考へております。

○山田(長)委員 わかりました。その点はひとつそういう形で実行に移していただきたいと思います。次に、私はこれも大臣の抜本的なものの考へ方において処理してもらいたいと思ひます。全国各地に、お湯で

なくて全くわかし湯で、それでかつて枯渇する以前の状態の看板を出して、これは胃にいいとか、腸にいいとか、あるいはリユーマチにいいとか——いまではお湯をわかしているのですから、そんなものは絶対にはずすな。そういうわかし湯が、これはまるで国民の健康上に利益があるときことを言っていることは、詐欺ですよ。なぜこういう問題について、もっと監督の衝に当たる人たちは、国民の健康上から考えてみても、ほんとうにからだのためにいいかどうか——もつとも、それが芸者を上げて遊ぶ場所だというならば、問題はあつて違ひますよ。それじゃなくて、やはり健康上からお湯の奨励がなされている。そして看板にもちゃんとカロリー、成分まで明確に出されている。しかるに、その状態は、ちゃんと大ポイラーを擁したわかし湯だ。これはいまは私はこの地方と言わないけれども、おそらく厚生省当局はちゃんと知っておると思う。国民にうそを言つちやいかぬですよ。健康上からいっても、ちゃんとお湯はわかし湯であるならわかし湯であるということの証明をしなければいけない。ほんとうにカロリーがあるならば、カロリーがある形のもので明らかにしなくちやならぬと思うのです。カロリーがあるとすると、たゞさんの金を払う。ただ泊まって寝具にあたたまるだけのものじゃない。国民は、自分のからだにいいと思つて入っている人がいるのですから、それが全然からだのためにいい成分がなかったというの、詐欺ですよ。こういう点について、大臣はどういう所見を持っておりますか。国民の健康上から考

て、抜本的にこれを処理しなければならぬ事態に私はきてゐると思う。中には、はなはだしきに至つては、一ぺん入つて流して、それをろ過してまた使つてゐる、そういうところがある。私はちゃんと知っているのです。こんなことで国民の健康が保てるかどうか、大臣の所見を伺いたい。

○小林国務大臣 これはお話しのように、もうお湯が出ない、そこでわかし湯で、これは御承知のように、非常に隠したがつておる。これはわれわれがたとえば臨検してどうこうというふうなことは問題があるわけでありまして、私どもも、温泉法を改正するにつきて、こういうふうなものもひとつ資料として集めたいと思つて、いま調査をいたしておりますが、業者といふことも、この問題につきましても非常に微妙な問題で、これを資料として出すことになかなか協力をしてもらえない、こういう事例も現にございます。しかし、いまの温泉というものは、ただ温度があるというだけで、何か私をよくわかりませんが、二十何度以上あれば温泉だ、こういうふうなことをいふておられます、成分の問題は、その湯なり水なりの中の問題でありますが、熱とは別の関係になつておる、こういうことであります。成分そのものは、その土地の衛生試験所あるいは国の衛生試験所、こういうところで認定しておるものもありまして、そうでないものもある、こういうことであります、国のしているものについては責任がある、こういうことでございます。いずれにいたしまして

も、いま温泉温泉と称して、たとえ二十度ないものを温泉だといつてやっているところもあります、そういう問題についても私は実態を国民に明示すべきものだ、こういうふうな思いまして、それらのこともひとつあわせて考えていきたい、かように考えております。

○山田(長)委員 環境衛生上から考えてみても、私は医学的な知識はありませんけれども、一ぺん流した湯をもう一ぺんろ過して使う。またその湯をろ過して使う、またその湯をろ過して使う、こんな事態が何回となく繰り返されても、そのお湯というものはやはりきれいな性質のものであるのか、生省にもあつて調べます以上は、それが何十べんとなる過されておるお湯が何ら国民に障害がないのだという点とは、了解できないです。こういう点について、営業許可を与えるときには、かなりむづかしい条件をつけて営業許可を与えておられます。それが、たゞ営業を開始してしまつたならば、お湯であろうとなかろうと、成分があるうとなかろうと、何べんろ過しようとなかろうとはかまわないのだ、そんな理屈はないですよ。こういう点について、もつと環境衛生の見地から、営業許可を与えた以上は、その営業許可を与えたあとの責任を厚生省あるいは県の環境衛生の仕事をやる者として当然持たなければならぬ筋合いのものですよ。知らないうちに国民がこれによつて不健康になつたというたら、どうするのですか。この点について、さういふに何べんろ過してもかまわな

いのですか。そういうものは調べないでよくというのですか。毎日ろ過されて使われているのですから、この点は急を要することだ。大臣はこの点どうお考えになりますか。

○小林国務大臣 そういう方面につきましても、これは保健所が監督しておるわけでありまして、十分行き届いておる面があると思ひます。ただ、ろ過そのものにつきては、現在でも、たとえばプール等につきましても、初めからろ過する過装置をつけてまして反復使用しておる、こういう例もあつて、ろ過したあとの水質についての汚濁度と申しますか、こういうものについては、こちらが監督しなければならぬたてまえになつておるのである、こういうことはございませぬ。しかし、その結果の汚濁度というものは、私どもは責任を持って調べなければならぬ、こういうたてまえになつておられますが、それが十分行き届いておるかどうかが、この点につきましても、われわれも疑問を持たざるを得ないので、十分留意をさせたい、こういうふうに思ひます。

○山田(長)委員 これは注意だけじゃだめですよ。やはり環境衛生の係というものが各県にあり、指導の衝に当たつてゐる厚生省が存在する以上は、注意なんというなまやさしいものじゃいかぬですよ。これは明らかに医学上の問題と見て私はいふと思うのです。注意をするくらいでそのまゝにしておいたのでは、これは、国民の健康上からゆゆしい問題ですよ。建物だけはいつぱ、その中身は、ろ過してばい菌がないんだと称していながら、年々年じゅう前のお湯を使つてゐるという状態が繰り返されて、それで注意で済むということではいかぬと思つてゐます。これは大臣の氣にさわるかも知れぬけれども、全国的な大きな組織があつて、圧力がかかちやつて何ともすることができないということも言つてゐる人がいます。私は、そうは信じたくないのですよ。信じたくないんだけれども、そんなことを、注意して済むということになれば、なるほど、これは圧力がかかつて厚生大臣といえどもどうするかどうかと思ひます。それ、そんなことはなかつたと思ひます。けれども、やはりこれはもつとつかりした態度で——各地を回つて、一日何万人、何十万人の人たちが入つてゐるかわかりませんが、その人たちがほんとうに安心して入れる姿にしてやるのが、厚生省の環境衛生の仕事だと私は思ふのです。この点、すみやかに注意をするくらいじゃなくて、もつと本氣になつた態度で臨んでいただきたいと私は思ひます。どうですか。

○小林国務大臣 いまの圧力云々の問題は全然ございませぬ。しかし、お話しのような心配がありますので、私は、具体的にいろいろの温泉旅館等についても水質検査というものを随時させまして、そして違反があれば処置をする、こういうことにするようにいたします。

○山田(長)委員 私は、今度の予算の中に、ばい菌の公害についても予算が組まれたという点については、敬意を払ひます。実はこの問題につきましては、私は、数年以前から、公害の問題の中に、光とにおいと汚濁とばい菌

とを取り入れなければいけないということでも発言をしておった一人でございすが、このばい煙の検査は、いま大臣のお話によると、全国で四カ所やお話のことでありすが、四カ所以外に、やはり各地区にこれらのことに関連のある個所と思われるところは、残念でありすが、一たび県になりすと、ばい煙を出しておるようなところは、県はいろいろ金を常に出してもらうことがあつたり、地方自治体も固定資産税を出してもらつておつたりする関係上、言いたくても言わずにいるのです。これはある地方の話を一応するわけですが、植物に灰がついてちやうどこれは煙が出ていて町民は思つてゐるんだけれども、実際は煙じやなくて灰なんです。セメントの粉なんです。それで、三度洗つても四たび洗つても落ちないのです。それを食べるものですから、それが腸や胃に付着すると見えまして、病院には、いつ行つても、五、六十人の盲腸患者と称するものが入つております。私はあとで地名を言いますから、ひとつその土地に厚生省は行つてもらいたい。数年前に厚生省でそこへ行くと、お話をしたかのような印象を私はあとで持つておりますが、おそれる行かなかつたのではないかと思います。これは年じゅう盲腸患者と称してたくさん患者が町立病院に入つてゐる。どういふ患者が盲腸患者と言ひまして、私はもう信じなくなりました。そういう点が、やはり大工場周辺には往々にしてあると思うのです。それで今度調査をする予算が組まれたという

ことについては、まことに喜ばしいこととてございすが、これはでき得る限り国民の健康上から考えてみて、ばい煙のたくさん出ている各地に厚生省からじかに乗り込んでいて調査をする。なかなか、自治体では、これは常に寄付をもらつてゐる関係やなんかで、本気になつて調査ができないのです。それをどうしてもやつてもらふために、場合によつたら厚生省からじかにでも乗り込んでこれらの調査をやつてもらわなければならぬ筋合いだと私は思ひますが、その点について、大臣の御所見を承つておきたいと思ひます。

○小林國務大臣 これはお話のとおりでありまして、いま現に規制をしてゐるのは、北九州、阪神、京浜、この三カ所でありすが、この三カ所の四月一日から四日市にこれを実施してあります。さらに今年のうちに名古屋、塩釜、千葉、こういうようなところも、どうしてもやらなければならぬと思つております。お話のように、地方におまかせしたのは十分な調査ができません。四日市にも、われわれが中央から任命した調査団が行つて結論を出された。最近におきましては、沼津、三島地区にこういう工場ができるというので、これに私も私が委嘱した調査団が参ることになっております。どうしても中央が独立してこれを調べなければならぬというところは、お話のとおりであります。必要に応じて中央が直接これを調査をする。

それからいまの問題はばいじんの問題であります。この煙でないじんはある程度フィルター等によつて相当な除去ができる、防塵ができる、こうい

う事情にもあるものでありますが、お話のようなものはまだそのフィルターの関係が十分であるというふうな考えられますので、これらも必要によつてひとつ調査をしたいというふうに考えております。

○山田(長)委員 厚生省の国立公園の中に建物を建てるという点について、色のくあい、建物のくあい、公園の美観を損しない建物を建てる必要ならぬ筋合いのことはわかりすが、御承知のように、いま自民党でも国有地の開放のことを盛んに研究されてゐるようです。それから森林基本法の問題についても、農林委員会に提出された法律で審議をされてゐる最中です。おそれる国立公園内における開放の問題についても、当然これらと関連して、山のレクリエーションのために土地を貸してくれ、建物を建てたい、こういうことで自治体や学校やあるいはその他の文化諸団体からの申請等があると思ひます。これらについて、私は、やはり農林省及び厚生省もともに力を合わせて、国民の健康上からいつても、海岸の汚濁に近い夏などの海水浴場よりも、はるかに山のほうが健康的だと思ひ、——実は山でこういう話を聞いて私はびっくりしたのですが、無人売店を出した人が、私のところに去年の秋来ました。ことしの夏こういう試みをやつてみたが、すばらしい成績をあげた。山には悪い人は一人もいないですなと言ふのです。それは尾瀬へ行くところに鬼怒沼というところがありますが、その鬼怒沼に人を置かない売店を出した人があるのです。それで、キャメルやサイダーやジュースその他を置いて、たばこは特

にしけるから箱の中に入れておいて、ちゃんと値段を出しておいたところが、半月目に集金にいったところが、五百五十円余分にあつたというのです。その人は私のところに來ますから、名前も住所もちゃんと知つております。けれども、朝日新聞がこのことを、去年の秋、山の道徳衰へずというて、報道した人が、山を歩かれる人は、海べの人よりも、そういう点で確かに道徳がすぐれているのだという印象を私は持つたのですけれども、そういう人たちがどんだん山へ入つて、やがていまのままでいくとどういふことが起こるかかわらないけれども、やはり山に入る条件を——建物の色が悪いか、建物のくあいが悪いか、山に似合つた建物でなければならぬというふうな点について、厚生省も指導してゐると思ひますけれども、厚生省が指導してゐるというところを一般国民が知らないのです。残念だけれども、まだ知らないでゐると思ひます。それを厚生省が指導してゐるという点になれば、山へ入るために、自治体の人や、あるいは文化団体の人や、あるいは民主団体の人たちが等々、もつと厚生省の力をかり、農林省の力をかり、山に大ぜいの人たちが入れようと思ふのです。この点について、何らかの形で、平易に山へ入れるような指導を、いまよりも積極的によつたらいいのではないかと思ひます。けれども、この点、大臣はどうお考えになりますか。

○小林國務大臣 私は、国立公園というものが、従来ただ景観を保護する、保全する、こういうふうな消極面に非

常に流れておつて、山の活用という方面をむしろおろそかにしておつた、こういう感じを持っておりますので、これを積極的に国民の保健あるいはレクリエーションのために活用されるようにつとめるということをこれからいたさなければならぬと思つておりました。お話しのようなことも、ぜひひとつ宣伝とか啓発とかいたすことにしたいと思ひますし、なおいろいろの条件が従来非常にきびし過ぎまして、国民にかへつて非常な迷惑をかけておる、こういう面があるのを、これをもう少し弾力的に扱ふということ、これを私はやがて指示をいたしておるところでございします。

○山田(長)委員 時間の関係であと二点伺つて、私の質問を終わります。先ほど山内委員から看護婦の不足の問題が言われましたが、さらに私は医者立場のことを申し上げたいのです。あまり喜んで国立病院の医者に生じてゐるという話であります。若し人たちは待遇だけではないのです。やはり若い医者は、研究する場所を欲してゐると思ひます。研究する場所が医者に何らかの形でなければ、不便な地方に、国立病院だからといって、私はそこに行きたいと思ひます。この点について、地方に行かれる厚生省の国立病院に働く医者の問題は、待遇だけではなくて、何らかの研究が将来に向かつてできるような方途が講ぜられてしかるべきだと思ひます。考えがございします。

○小林國務大臣 これはお話のとおり

でありまして、最近、単に待遇の問題ばかりじゃない、自分たちは勉強したいんだ、研究をしたいんだ、こういうお話がありまして、多少研究費というものが出るようになりまして、しかし、このためには、これらの方々が東京なら東京に来て、あるいは三月、半年勉強できる、こういうふうな方法もこれから講じていきたいと思います。ぜひ私も厚生省としても考えなければならぬ、かように考えております。

○山田(長)委員 日に進む医学の世界に若い人たちが入って、いろいろ悩んでいるのです。大臣のいまの御答弁で、東京へ来て勉強ができるような機構をつくってやるということであれば、ぜひ私は喜ばれることと申すのです。どうぞその点はそれを実施をしていただきますようお願いいたします。

次に、先ほど大臣のおことばにも出ました麻薬の問題です。国民健康の立場から考えてみても、麻薬の取り締まりの問題というのは、麻薬検事などというものがあつて、ぜひぶん苦勞をされておるようでありまして、一体どういうルートで入ってきているのかというルートは、当然あなた方でもこれらの関係者からお聞きになられて、入ってくるルートくらいは見当がついておるものと思ふのです。もしついておるものとするならば、そのルートをいかにして断つべきかということについて、やはり当局の力を借りて、これをいままです以上しつかりした態度で取り締まったならば、国民健康上からいってもずいぶん違ってくるのではないかと思うのですが、この麻薬のルー

ト等については、全然わからぬものですか。

○小林国務大臣 これらは警察と厚生省の取締官と協力してやっておるのではありませんが、麻薬そのものは、数字を申し上げれば、正規の麻薬というのは日本で年額五十五トンあれば済むわけでありまして、国内生産というのは、そのうちたつた五トンくらいしかありません。あと五十トンくらいは輸入にまわっている、こういうことで、生産地が中近東、こういうことでありますので、私も、麻薬は外から入ってくる以外にないので、水ぎわ作戦と申しまして、とにかく港等においてこれが入らないようにするということが一番大きな力を入れているのであります。私どもは、できれば麻薬関係は、生産地にも人を出して駐在をさせたいくらいに考えて、それを大蔵省といろいろ協議いたしております。まだそれを実現いたしておりません。しかし、麻薬が見つかつておるのは、いまおにも船あるいは飛行機、こういうところで見つけ、こういうようにいたしております。国内は、おもに暴力団の資金源というふうな方法でもってこれが散つておる。しかし、昨年、麻薬犯罪というものは厳罰に処する、こういうことにはいたしましたので、これは結果的に非常に効果があらわれておる。すなわち、いわゆる従来の麻薬濃厚地帯というものはほとんどなくなつてきておるのであります。横浜とかあるいは大阪とか名古屋とか、こういうところの濃厚地帯のほうは活動がほとんどなくなつてきておる。いまの状態としては、むしろ地方に分散してきておる。こういうすなわち潜在化してきておる。こうい

うことをいま考えて、そういうふうな対策をいまいろいろ講じております。しかし、いづれにしましても、こういうふうな法律なり取り締まりなりによりまして、麻薬関係のものは数量的に非常に減つてきているということが言えるのであります。現に押収した麻薬なども、非常に量は減つてきております。これらのルートもときどき変わりますし、大きなボス等もそのつど検挙されて、始終移動をする、こういうことであります。そういう入るものを水ぎわでこれを防ぐということに非常な力を入れてやっております。これらについての情報その他についても、非常な注意をしておる。こういうことをひとつ申し上げておきます。

○山田(長)委員 麻薬に対する労苦のほどはわかるのであります。さらに一段の努力を、国民健康上から考えてみて、尽くしていただきますことを切望いたします。

それからもう一つ、最後に伺つて終わりいたしますが、公園のたとえは皇居外苑とか、あるいは京都の御苑とか、新宿御苑、あるいは千鳥ヶ淵戦没者の墓地を維持管理するというようなことがございますが、私は、これらの場所を維持する以外に、公園と名のつくところは、みんな大都會の中にあります公園というものについては、厚生省としては努力しなくちゃいかぬと思ふのです。実は最近に虎ノ門の公園が、大蔵省その他で勘案いたしましたら坪百七十万円というふうなものが、百一十円で売却されておる。あそこは公園がなくなつて、虎ノ門公園は、ほんの一角だけに外堀の影響をどうめるかきねだれ残されて、ニューエン

パイヤに売られ渡されてしまひましたけれども、これからこういうことがあつてはならぬと私は思ふのです。公園と名のつくものは、国民の健康上から言つても、ふやすことがあつても減らしてはならないと私は思ひます。そこで、今度のこの改正案の中に出しております新宿御苑等が、学校の設備のために減らされたということがございしますが、どういふ場合には維持管理をすべき公園が減らされるのですか。これに減らさないと書いてあつても、公園がちゃんと減らされているのです。

○今村政府委員 いまお話の第一点の、都市公園は、これは御承知だと思ひますけれども、建設省所管都市計画の環境としてやるということになつておりますので、むしろ新宿御苑、皇居前広場というのは特殊の事情から、これは建設省とは別に厚生省所管——これは二十一、二年ごろきまつたと思ひますけれども、そういうふうにはずれておりますので、いま仰せのように、都市計画と、国民の保健、休養上、どのくらいなければならぬということとは、建設省と私のほうと、一応基準の問題の打ち合わせはいろいろいたしまして、主を全部厚生省に持つてくるということとは、非常にむづかしい問題ではないかというふうな考えております。

それから、新宿御苑なり京都御苑なり、実はいろいろ土地の需要がございまして、過去におきまして、あちこちから千坪くれとか、あるいは五千坪くれとか、いろいろございまして。しかし、現在の東京都の一千万人の人口の中で、せめて大規模なものはあれくら

いしかないということとございまして、実際そういうことは困るということとでいいます。先生おっしゃいました。でございます。先生おっしゃいました。のは、あそこをわきにありますが、詳しい事情は、終戦直後のだいたひ昔の話だと思ひますが、何か都市計画上の問題で、かえ地の問題とかいろいろ込み入つた問題があつたと思ひますけれども、具体的にあの事情がどうしてあつたかということにつきましては、いますぐお答え申し上げるだけの資料を持つておりませんけれども、今後の問題として、理由のいかんを問はず、どこか一カ所切り離しますと、次から次と同じような前例になつて、新宿御苑あたりも空中分解してしまうというふうなおそれがありますので、どんな場合でも、あれはあのままのかつていきたいたという気持ちを持つておるわけでありまして。

○山田(長)委員 私は、あの土地が学校になつたことがいいとか悪いとかいうことを聞いておるのではないのです。せつかく法文化して、こういうものを審議をして、それでもしあとの二の舞いのような形が生まれてくるとすれば、「維持管理すること」という法文までつくつても意味がなくなる危険を感じるから、あれはどういう事例で分割したのかというのを聞いたわけではなく、あれは規定を設ける以上は權威を持たせなければならぬと思ふから伺つておるわけですから、大臣、その点をひとつ……。

○小林国務大臣 公園あるいは広場を持つというところは、都民生活に絶対必要なことでありまして、いまでも標準

に比べて狭過ぎるということで新宿御苑その他が管理しておるものは、いかなる理由があつてもこれを狭くするといふような措置はとらないということをはつきり申し上げておきます。

なお、きょうも閣議等で問題になったのでありますが、広場が非常に必要だとして、今後ワシントン・ハイムなども、いかなる理由によつてもあれを狭めるといふようなことはしない、また、へんな建物は一切建てさせない、こういうような決定もされたのでございまして、広場、公園を持つということについては、政府も非常に大きな関心をもつてこれを保護、保存するといふ決意を持つておることを申し上げておきます。

○山田(長)委員 終わります。

○徳安委員長 村山喜一郎君。

○村山(喜)委員 厚生省という役所は、国民の福祉行政を推進して、福祉国家の大きな柱になつていく役割を持つておいでになるわけでありまして、そういうふうな意味からいへば、当然国民の声というものを十分に取入れていかなければならないものだと思うわけですが、ちょうど臨時行政調査会が各地におきまして地方の意見、国民の声を収録をいたしたものがござい

ますが、大臣はこの地方懇談会等でもした意見——これはわれわれのほうにも渡されておまして、三十八年十二月に出された資料であります。この内容については調査をされ、それに適応した施策を講ずるような考え方をもちになるべきだと思つておりますが、この調査会から出されたものかどうか、その点からお尋ねをして

みたいと思ひます。

○小林国務大臣 私が直接これを全部勉強するといふようなことはいはしておりませんが、役所の関係者は、自分の関係のものについてはみな目を通しておるのでございまして、私自身も常に世間の声を直接聞いて、これを行政に反映することにつとめております。実は昨年北陸地方で一日厚生省というものをやつて、広く直接私もお話を聞き、それを予算なり法律なりに反映する、こういうことにつとめております。また来月は中国地方で同様のことをやつて、私もいろいろ、書いたものでなくて、ほんとうの国民の声をなまで聞く、こういうふうな意欲をもつていろいろつとめておるのでございます。

○村山(喜)委員 大臣はこれを見ていない、一日厚生省や、その他厚生省に寄せられる国民の声を聞いて、関係のそれだけのセクションにおいてはそれについて検討をされているだろうというのでございまして、官房長いかがでありますか、これは関係の各局等においては十分検討されておりますか。

○梅本政府委員 先生のおっしゃいますとおり、その問題自身につきましても、あるいは補助金の整理の勧告でございまして、あるいはその他臨時行政調査会の中間報告、そういう関係がまじつた場合には、官房のほうにおきまして直ちに各局のほうにその意見を配付して、それでいろいろの理由なり、あるいは反対である、あるいは改善し得るかどうかということにつきましては、常時検討いたしております。

○村山(喜)委員 昨日、私たち社会党のほうの行政機構改革の特別委員会では、臨時行政調査会の事務局の諸君を呼びまして、太田メモを中心にしてどの程度まとまるかということについていろいろ検討をいたしましたのでありますが、五月中には大体の方針が出る。厚生省関係としては十二の問題点を出したけれども、その中でいまなお問題として残つてゐるのは次のような点であるといつて指摘をしたわけでありまして、その中で、事務局がいまやつておる麻薬の問題は警察に移すべきであるという結論が出る可能性が強いという見通しであります。それと、地方医務局を廃止すべきである。大体その二つの問題を焦点にするのではないかとこの見通しを聞いたのでありますが、そういう立場から臨時行政調査会の動き等について、あなた方はもちろん十分に關心をお持ちになつていらっしゃるはずだし、それに対して、それに対する反駁等も十分なざる用意もあるだろうと思うのでありますが、これらの問題について、現段階において、先ほどの内委員に業務行政の問題についてはお答えになりましたが、地方医務局の問題については、どのような見解をお持ちになつてゐるかをお尋ねいたしておきたいと思ひます。

○梅本政府委員 現在のところ、地方医務局の仕事といたしましては、国立病院、国立療養所の関係の事務を所管いたしておりまして、ちょうど当該病院、療養所と本省との中間的な管理機関という性格を持つております。そして国立病院、療養所の職員、人事、労務の管理、専門的業務の指導、経理その他会計全般の指導監督を行なつておられます。現在の国立病院、療養所の数から見まして、ほかの省のこういう国立の施設に比べて、相当の人員、施設数及び予算でございまして、したがひまして、当然本省におきましても、管理局あるいは経理局といふふうな局単位のものをもちまして管理をしてまいりたではないか、比較論でございしますけれども、そういう考えもできるわけではございますが、できるだけこのうう国民に直接関係のあるという機関、すなわち患者を扱つておるという機関でございまして、本省のほうは課中間的な管理機関を設けておるわけでも、やはり当然現在のところ必要なものであるといふふうに考へておる次第でございします。

○村山(喜)委員 その問題につきましても、いづれ答申等が出てまいりますので、その際改めてまいりたいと思ひますが、今回三百六十八名の定員が増加され、その中で付属機関であります国立療養所、これは逆に百九十八名の減といふことであります。もちろんその職員等は国立病院や国立がんセンターのほうに吸収されるということになるだろうと思つておりますが、先般私の選挙区の阿久根という療養所に参りました。そこに入院してあります患者の人たちを集まつていただきまして、いろいろ患者の意見を聞いたのであります。その中で、実は自分はこの前までは生活保護によつて療養を受けておりました。ところが、今回結核予防法の対象として取り扱ひをされるようになって、いわゆる命令入所という形へ切りかえをされました。ところが、その療養所は結核専門でありま

すから、胃の関係あるいはガンの関係については、これは取り扱ひをしてくれない。まあくれる薬は胃散程度の、間に合う程度のものしかくれないので、どうも胃かいようの心配がある。で鹿児島大学の病院に診察を受けに行つた。ところが、それはおまえのかつてで診察を受けに行つたんだから、その旅費等については、おまえは結核予防法に基づいて入院をしてゐる患者であるから、そういうような治療を受けたら、診察を受けたりする費用というものは出すことはできない。だから、それはおまえの自己負担によつて処理していくべきだということ。で、その問題については全然措置をしてもらつておりません。私は、現在金がないので、鹿児島までいく汽車賃と、それから診療費等については患者の同室の人たちからお金を借りて行つておるんだ、こういうふうな話であります。そこで私は患者の人たちに聞いてみたら、結局こういうふうな結核だけを専門にする療養所であると、総合的な治療、診療ができない、そこに欠陥があるのではないかと、そこで、これをさういふような国立病院のような形にしてみたいといふ要請を受けたわけでありまして、ところが、いろいろ客観的な事実を調べてまいりますと、とてもそこに国立病院まで昇格をさしていくような、さういふような地域的な状況にきていない。とするならば、その療養所を廃止をされるというやうなことが、今回もこのようにして出ているわけでありまして、さういふやうな国立の療養所なり、あるいは国立の病院なりの患者の取り扱ひといふやうな問題を考へてまいりますと、や

はり国民一人一人については、それは国の費用によって治療を受けておる立場があつて、非常に遠慮はいたしておるわけでありませうけれども、そのような治療を受けるにあつて金の出どころがない、こういうような状態にあつた場合には、国民の健康を守るといふ厚生省本来の機能的な役割りが果たし得ないのではないかと、そこには何らかの行政の欠陥があるんじゃないかというふうな考へたのでありますが、そういうような事態が現実において出ておるといふことは、あなた方も御承知のとおりであると思つたのであります。この意見書の中にも出ておりますが、ある町において、国民健康保険の取り扱ひの診療対象からはずされておるがために町費を持ち出さなければならぬといふような、そういう実例等も報告されておるようであります。これは宮城県の人々の意見でもありますが、結核検査は国から三分の二程度の金をもらつてやつておるけれども、最近では市民からガンの検査であるとか、あるいは高血圧の検査の希望が多い。そこでこれらの予防検査事業はまだ法制化されてないで、地方の自治体の負担で実施せざるを得ない。そういうことで、自分の町では三年ほど前からやつておるけれども、これは町から八十万円も出してゐる。受診者一人からは一人当たり二百五十円をとつて胃腸病の検査を計画しておる、こういうようなことの報告もございます。そういうふうな立場から、現実には厚生省がおやりになつておる国民の健康を守るといふ予防治療、そういうような問題について、各行政機関の中における一貫した機構というものがつくられて

おるのかどうかという点を感じましたので、それに対する御質問を申し上げたわけでございます。したがういまして、今回国立療養所百九十八名を減員をされる。これに関連をいたしまして、そのような行政機関のあり方の問題について、どのようにお考えになつておられるかを説明を願ひたい。

○梅本政府委員 国立療養所の定員の減につきましても、まず大きな減は、結核療養所の定床の減でございます。これは御承知のとおり、結核入所患者が定床に比べて恒常的に定員一ぱいになつていないといふような点が、一つの大きな要素でございます。それからもう一つの点は、らい療養所におきましてもそういう状況でございます。定床の減でございます。それが中心でございます。ちよつとお話があつたかと思ひますが療養所を廃止したり、そういうような大きなものでございませんで、全国の療養所の中の全体の定床の減ということになつております。その定員の減をいたしましたけれども、そのほかの点につきましても、いわゆる振りかえといふような形におきまして、衛生検査の強化でありまうか、あるいは看護の強化、こういう点につきましても結核療養所に重点を置きまして、人を振りかえまして、あるいはらい療養所におきましては、患者付き添ひの増員あるいは看護強化、それからまた精神療養所の麻薬病床への転換、こういうふうな形で人員の増をいたしたわけでございます。その点につきましても、今回の国立療養所の定員の減は、いわゆる医療機関あるいは機構というもののについて、特別に重大な変更を加えたといふ

ふうな内容のものではございません。こういう意味で御了承願ひたいと思ひます。

○村山(喜)委員 機構の改廃によるものでないといふことはわかりました。が、先ほど私が一つの例として取り上げました具体的な国民の健康を守るといふ立場からの生活保護によるところの医療扶助、それから結核予防法によるところの治療、それと併発をする、そういうような状況、これらに対する国立病院相互同士のいわゆる患者に対する取り扱ひの一元的な運営といふものについて、どういふふうにお考えになるかを御答へ願ひたいと思ひます。

○梅本政府委員 御指摘の点でございますが、御承知のように、医療機関の問題、その裏になりますおの医療費の保障の問題、そういう関係につきましても、冒頭に大臣が申し上げましたように、われわれの省の行政といはしましては、終戦処理という意味でいろいろの障害を乗り越えて治療に没頭をしてきた、こういうことでその点日常の業務に追われてまいりまして、しかもまた一方財政が不如意であつたという点で、いろいろの法律のたてまから、保険であるとか、あるいは予防法であるとか、あるいは生活保護であるとかいふふうに、結論から申し上げますと、脈絡なしに日常の業務に追われて発達をしてきた。そういう点で御了解願ひたいと思ひますのは、厚生省の予算にいたしましても、十年間で五倍にふえておりますし、この五年を取上げましても三倍にふえておるといふことで、今後の問題といたしましては、御指摘のように、同じ省の中にお

きましてだけでも総合的に調整を十分いたしまして、国民の側に御迷惑のからないうような形に、主として官房を現在のところ中心にして調整をしていきたい。先生御存じと思いますが、同じ医療機関で、医療費の請求にいたしましても、同じ厚生省の中であらゆる法律に基づいて金が出るということ、いわゆる請求書なりあるいは提出書類なり、様式だけでも相当数にのぼつておる。少なくともこういう書類だけでも統一できないかといふような問題も、相当前から検討いたしておるわけでございます。その点、日常の業務に追われてきたが、今後につきましても十分に調整をとりまして、中央におきましても金の出どころは別々でございまして、末端におきましても、あるいは患者側におきましても、統一された形で運用できるように努力してまいりたいと思ひます。

○村山(喜)委員 大臣、いま私が申し上げましたように、一人の個人を対象にして取り上げてみますと、そのようにな同じ厚生省の管轄内におきましても、官房長から話がありましたように、非常に無理な状態が存在をしておるわけですね。特に療養所あたりに入っております患者あたりが言うのには、最近生活保護の医療扶助を切られて、そして結核予防法に基づく命令入所に切りかえられた。そうすると、生活保護の適用を受けている間は、いろいろ日常の生活に必要な品物がある程度支給をされて、少ないながらもやつていけるような情勢があるけれども、この結核予防法による分はそれがない。それだけ自己の持ち出し分が大きくなる。しかし、財産があればそれは何も

申し上げることはないけれども、現実には自分の生活は変わらないのだ。前からここにずっと数年も入院をして、そういう生活条件は変わらないのに、そういうふうな形に持ち込まれている。これは行政上の必要性に応じて私たちがしわ寄せを受けるのだ、こういう考え方、とらえ方をするわけですね。そうなるてまいりますと、やはり総合調整を大臣のあたりで考えていただかなければならぬのではないかと思ふのであります。そういうような国民の一人一人にとつて、基本的な人権を守つていくという立場から考えますと、役所の縦割りの組織におけるところの争いといふものが、十分に国民の間に理解をされないままに、そういうふうなおかしなかつつで下のほうにしわ寄せがくる。こういうような実態を、厚生大臣としてはどういふふうな今後救済をされるお考えであるのかを承つておきたい。

○小林国務大臣 私は、いまの生活保護によるものと、措置入院ということによるものと、日常生活上だけだけの差があるかといふことを、いまよく存じております。しかし、そういうふうなものがあるれば、ひとつ私もよく調べてみたい。実は世間では、命令入所の数をもつとふやせという要望が各地方から非常に強いのでありまして、私は、いまの結核予防法によるこのほうが治療上非常に効果をあげてゐるのじゃないか、こんなふうな考へておりますが、何か医療扶助からそつちへかわればこういうふうなものが非常に不自由になる、不便になるといふことを、私はまだよく聞き及んでおりませんので、よく調べてみたいと思ひます。

○村山(喜)委員 御承知のように、結核予防法等によって命令入所する場合に、これは地方公共団体の負担が少ないうえです。ないわけですね、市町村等においては、だけれども、生活保護法に基づく場合には、これはやはり県の負担というものがあつた。そういうような、いわゆる地方自治体の負担率の問題等が、実は問題点なんです。そうして地方自治体側といたしましては、こういうような自己財源を持ち出したくない、できるだけ国の費用でやってもらいたい、こういうようなところからの原因が一つあります。

それからもう一つは、自分が所管をしております国民健康保険、これの経理内容、会計内容の面から見た場合に、そういうような精神病なりあるいは結核病の人たちをかかえておられます、非常に治療費がよけい要る。だから、勢い会計全体が赤字になつてくる。だから、これを切り離したいという要望があるわけです。そういうような点から、結局今度はそのしわ寄せがどこにいくかということになると、いま申し上げましたように、生活能力のない非常に気の毒な人たちの上にきていくわけです。こういうようなことは、大臣は御承知だと思ふのです。そういうようなものを総合調整の役割りを果たしていただくわけにはならないのは、大臣なり次官という立場にある人たちが、同じあなたとところでやっている生活保護の問題、それからそういうような医療保障の問題、これは当然厚生大臣が自分の所管内の問題について総合的な調整の役割りを果たさなければ、それは各局ごとに分割してそれぞれ縦割りの行政で進んでいったら、

非常に困るわけです。そういうような点については、官房長そこにすわっておられるわけですから、あなたのほうから官房長としてそういうようなことを大臣に言うて、そうして積極的な役割りを官房長みずから果たされなければならぬと思うのだが、その点はどうか。

○梅本政府委員 先ほど申し上げましたように、機構の問題とも関連いたしますし、発生のいろいろな——たとえば生活に困っている方としました場合に、金が出ていく資源も、公的扶助あるいは社会保険、あるいはその他の予防法、そういう関係から、発生的に相前後してそういう形になつてきたわけでありまして、その点の調整問題につきましても、やはり対象は一人の患者でございまして、その辺、現在のところまでの形は、解釈がつく限りでございまして、公的費用でその方が治療でき、あるいは療養できるようにという形で発生して来たわけでありまして。前から、相次いで国民皆保険というふうな形にもなりましたので、この調整の問題につきましても、事務的に常に検討をいたしておるのでございまして、なかなか大きな問題でございまして、先ほど申しました金の申請書類の様式だけでも、いろいろ法律のたてまといひますか、いわゆる役人らしく申し上げれば、法理論との関係まで及んでまいりまして、非常に困難な事態があります。この点早急に努力をいたしまして、また大臣におきめを願うような問題が生じ、あるいはまた個々の具体問題が発生しましたつど、解決できるものは解決していきたいというように考えております。

○村山(喜)委員 そこで国民の医療、国民のための行政、こういう考え方がら出発をしていくならば、今回国立公園部を国立公園局に昇格する、こういうような局の新設をすることも、それはいいでしょう。しかしながら、その中において総合的な調整的な役割りというものが、いま官房長もお話しになつたように、各省にまたがる問題は特にそういうようなのができていない。厚生省一つとつてみてもそれができていないというところが、自己批判の中からも生まれてくるような状況になつていく。それでは、官僚のための行政機構のあり方ということになつてしまふのではないか。国民のための福祉行政を進めていく上において、すべての政治というものが生まれてこなければならぬのに、現在はそれがさか立ちをしていく姿になつていく。こういうような事態を国民の側にとりましては感ぜざるを得ない、このような状況の中にあるので、その部内問題については、大臣がその内容的なものがわからないというふうなことは、なしに、そこら辺をもっと十分に検討をして、思いやりのあるあたたい政治をやるのだというたてまえから、大臣は取り組んでいただく決意を国民に示していただきたいと思うのであります。いかがでありますか。

○小林国務大臣 これはお話しのとおりでございますので、さような決意をもつてこれに当たりたい。なお、たゞいまの生活保護と措置入院との違いというものは、私まだ勉強で認識を持っておりますので、至急調べまして善処したい、かように考えております。

○村山(喜)委員 そこで、国民の声を聞いてみた中では、厚生省に対して何を一番要望をしているのかということを取り上げてみますと、官庁の業務が非常に遅延している部類の中で、集生的にあらわれているものとして、厚生省関係では、恩給関係の審査、査定、決定という業務が非常におくれている。これはわれわれもいろいろ人々たちから依頼を受けて、それぞれ当たつていくわけでありまして、援護局関係の業務が最も滞滞している、こういうようなものをすみやかに処置してもらわなければ困るというのが、国民の厚生省に対する第一の苦情点であります。そういうようなものから考えれば、もうビークを越して、あとにはむずかしい問題が残つていく。そうして、新たに追加されたものがまた新規の要素として加わってくる、そういう中においては、あまり人員をふやしても、将来それをどうしようふに処置するかということになればまた困る問題もあるということもわからぬのであります。現在何カ月もかかる、六カ月も八カ月もかかるような状態というものは、これはもつとサービスを強化してもいいのじゃないかと思うのであります。そういうものは緊急性を要するといふふうに私は思うのであります。それとも、そのような改善業務にまつてはどういうふうな部内では検討されたのでありますか。

○梅本政府委員 最近の新しい業務統計を私のほうにまだ報告を受けておりませんし、手元に持つておりませんが、援護局の業務につきましても、先生がおっしゃいますような一年も二年

もおくれているというケースは、大体処理を完了いたしました。現在のところは、先ほどおっしゃいましたようにむずかしいケースばかりでございますが、いまの処理といたしましては、大体数カ月で処理を進めておるといふうに聞いております。御承知のとおりでございますが、援護局の業務につきましては、昭和二十八年ごろには千七百名をこえる定員を持つておつたわけでありまして、現在は四百数十名の定員になつておりました。最近新聞で御承知のように、二百万をこえる戦没者の叙勲の仕事がまた付加されてきたわけでありまして、いままでのところ、御指摘のように非常に遅延をいたしておりましたのは、何ぶん前の戦争で戦死をされ、あるいは戦死をされた遺族の方に対する仕事でございまして、一つと、それから、援護法のためえとしまして、国家補償——御指摘のありましたのは恩給法関係であります。同じでございまして、恩給法も、やはりそういう国家が雇用したという立場の業務でございまして、したがって、恩給法で、御承知のように公務性の認定ということにつきまして非常に厳格な伝統がございまして、これが公務に起因する戦没であるかどうかにつきまして、恩給局の要求します立場は、非常に厳格でございまして、したがって、それを立証するに足る資料というふうになります。先ほど申しました、前の戦争でなくなられた方に関連する問題でございまして、結局は公的な資料がないということで、各方面に照会をして、公務性を立証するに足る証言なりあるいは何か物品を集めるというふうで、時間がかかつておつた

わけであります。援護法につきましても、恩給法につきましても、数次の改正によりまして、だんだん公務性の認定ということについて緩和がされまして、特に国会に御審議をお願いしております法律につきましては、一定の期間につきましては、公務性が立証困難である場合には公務とみなすという段階までまいりましたので、今後の仕事につきましては、非常にスピードアップができるというふうに考えております。

○村山(喜)委員 そこで今回国立公園局に昇格をされるということになります。この定員は二百五名ということになります。現在何名おるのですか。それで局に昇格をした場合に、三課と六事務所になっているようでありますが、現在のこの二百五名の定員で実際取り扱いはできるのは、この六つの事務所関係の仕事と、あとは国立公園が主体になって、国定公園の場合には地方の都道府県に事務委任をしている。そうして施設に対する補助等は若干ありましようが、ほとんど予算的には見るべきものもない、こういうような状態が、今日の公園行政になっているわけですね。また、それを受けまして、都道府県の場合においても、都道府県立の公園等を設定をいたしまして、中に設けられるところの施設、設備というものは、まことに貧弱なものであります。そういうような現在の業務内容というのから見まして、これを局に昇格させるといふ必要性、緊急性がどこにあるかという点が、まだ十分な説明がなされていないので、その緊急性の問題について説明を願いたいと思います。

○今村政府委員 最初の人員配置の問題でございますが、現在の二百五名というのには、本省に三課ございまして、それが全体で四十七名、それから先ほど申し上げましたように、国立公園の中で、特に集団施設地区についておりますが、人がたくさん集まり、いろいろな施設をするというところで、厚生省の直轄地域が四十一カ所ございまして、これが約三百万坪くらいの地域がございまして、そこを中心とする国立公園の国家公務員としてのレーンジャーといっておりますが、管理する人、利用の指導とか規制とかいろいろございまして、それが定員として総員で五十二名、そのほかに国民公園といっておりますが、皇居外苑が三十三名、新宿御苑が五十五名、京都御苑が十六名、それから千鳥ヶ淵の墓苑が五名というところで、以上二百五名、こういうかっこうになっております。したがって、直接行政にタッチしますのが本部の四十七名と、全国に駐在いたしております管理員五十二名でありまして、それ以外の人は、現在持っております皇居外苑三十万坪、新宿御苑の十八万坪というふうなもの、現実の管理業務ということになります。したがって、国立公園が大体主力になるのでありますけれども、現在の法のたてまえ上から申しまして、国定公園は、基本的な地域の指定なり、あるいは非常に基本的な公園計画なりは厚生大臣のほうに上がってまいりますけれども、実際の管理は、これは都道府県知事が行なうということになります。これは県の行政体制ということになっております。それから緊急性の問題でございます

けれども、これは予算的な面、一つは先ほど申し上げましたように、国立公園、国定公園の補助金関係だけを申し上げても、三十年で約四千万というの、三十九年度で四億八千万ということ、十二倍くらいなかつたことになってきておるといふふうな予算面の問題、それから定員が最初七十五名から出発したのが三倍近く、二百五名というふうなかつたことになってきているという問題、それからもう一つは、都道府県の国立公園内部における許可事務といふものが、たとえば二十八年をとりまして五百五十件というの、三十八年度、一部推定が入りますが、千九百件、これは直接に厚生省へ参るものでございまして、そのうちでも、三十年以前あたりは大した観光開発というふうなものがございまして、それほど大きなものはございませぬが、ここに二、三年あるいは四、五年というものは、非常に大きなものがどんどんと建つ、その辺が用地の問題から景観の問題、いろいろありまして、そういうふうな問題が複雑化してきておるといふふうな事情、そういうふうなものが総合いたしまして、公園部の実際の業務は非常に一つはこれに行政管理局のほうともいろいろ相談したものであります。官房の中で――官房といふのは大体スタッフ業務をやるところでありますけれども、一つの実体行政をやるということがここにあつて、官房長、大臣、次官がそういうふうなかつた中で動いておるのです。なかなかその辺は一つの独立部隊のようになつたところにならぬ、動きにくさという点、それからもう一つ

は、予算の面におきましても、これは異論があるかと思ひますけれども、官房の一部でやつておる、そもそも七十五名から始まつたといふことが、現在の観光基本法ができ、国際観光と同時に国民大衆の軽便な旅行、容易な旅行といふものについて国が積極的な施策を行なうといふふうな情勢になつてまいりましたので、なるべく早い機会というところで、過去数回大蔵省ともいろいろやつたのでございまして、時期としてはいまごろがぎりぎりの線じゃないかといふことで、政府内部としてはお認めを願つた、こういうふうなかつたことであります。観光行政も含み、保健衛生行政も含みまして、一つの行政の実施主体といふものを独立させてい時期にきています。その辺で行政の姿勢をはっきり打ち出したほうがいいんじゃないか、こういう時期がちょうどいまきた、こういうふうな私ども考えておるわけでありまして。

○村山(喜)委員 観光基本法ができて、観光行政、観光政策が推進されていくというところは、これは近代的な政策として当然取り入れられることになるわけですが、この内容が、御承知のように、非常に各省にまたがっているわけですね。厚生省がやる分としては、国立公園、国定公園の管理施設、それから国民宿舎の建設、大体仕事の内容としてはこういうふうなものだと思つて、そういういたしますと、文部省の場合には、いわゆる青年の家をつくらう、あるいは文化財を保護したりするような仕事も観光行政の中に入ってくる。さらに運輸省のギースホテルですらに運輸省のギースホテル等もあつたわけですが、そのほか、森林なんかは農林省、道路は建設省、そういうふうなものを総合して、これは総理府のほうで所管をしていく。この中の一つの事業をやつていくのだという形にしておいてもらへないかなうかならないと思つたのですが、そうなりまして、現在の予算が五億九千万円くらいです。それは従来に比したならば、だいぶよくなつてきていることは事実でありますけれども、ほとんどいまのところ国立公園のほうに重点を置いて、国定公園なりあるいは地方団体がやります公園業務等については、これは補助金もない、こういうふうな状態で、中には見るべき施設等ほとんど見られない、こういうことになっていると思つたのです。そうなりまして、一体国立公園局に昇格をしまして、いままで都道府県に委任をしておりました国定公園を、国立公園局ということになれば、当然国立公園と同様にあなたの方のほうで積極的にこれに対する助成の方法なり、あるいは政策的にその仕事を自分たちのものとして取り上げてやるのだという意欲のようなものがあるわけですか。そういうふうな構想は、今後どういふふうにお持ちになるのか。この局に昇格した問題に付随して出てくるものでありますから、尋ねているわけですね。

○今村政府委員 それは予算面から見ますと、国定公園につきましては、制度が新しいという意味もございまして、国庫補助金そのものとしてはまだ五千万円前後といふことであつたが、これは県のほうの要望なり何なり非常に強うございまして、それは国立公園は大体百八十万ヘクタールくらい、国定公園といふのは大体五十四万

ヘクタール、地域的には三分の一くらいなのでございます。国立公園の補助金の関係は二億でございますから、片一方は五千万ということで、バランスから見れば多少低いけれども、公園としてはここまですべて一生懸命努力はしている。ただ、問題は国立公園の大きくなって、それからもう一つは、県の自然公園というのは、大体去年の暮れ現在で二百四十カ所くらいございます。これが二百五十ヘクタールといいますが、国立公園よりは広いような地域になつております。国立公園は百八十万ヘクタール。そして都道府県はほとんど県単でやつておる、あるいは地元の市町村の寄付金も入れて合作でやつておるといふ状況でございますけれども、それに關しましては二分の一あるいははるかに補助率で国が相当に入力をせなければならぬのじゃないかというところで、現に三十九年度の予算折衝あたりでも、相当議論をやつたわけですから、そういうふうな情勢でございますので、単に国直轄の国立であるからこれはかわいい、これは異だからという気持ちにはさらけかけておられません。ただ、全体の予算ワケというふうな問題もございまして、いまのところは小さいのでございますが、今後とも大いにやりたい、こういうふうな気持ちでございます。

○村山(喜)委員 知事に委託をしておいでになる国立公園、これは将来どういうふうにするのか、やはり現状のままでもやられるお考えですか。

○今村政府委員 これは自然公園行政全般の問題だと思つてございまして、現在国立というものが二十一、国立が二十五、こういうふうな状況でございますが、やつておりますが、やはり状況に応じて、それから利用状況、あるいは需要の状況ということによりまして、ある程度国立公園から国立公園のほうに格上げをする、あるいは新規に国立公園をふやす、そういう要望も強うございまして、そういう時期はあると思つて、ただいまのところは、三十六年の暮れから三十七年の春にかけて、国立公園、国立公園の体系整備というので審議会でも議論をやりまして、大体国立、国立を含めまして十二、三カ所くらいは地域拡張あるいは新設というふうなものが認められたわけでありまして、最終的にはこれを国立公園一本にまとめたほうがいいのか、あるいは国立と準国立公園と国立公園ということにして、国立公園のほうをうんとふやしていく、状況によつては国立自然公園をふやしていくというふうなことがいいのか、その辺の問題につきましては、まだはっきりここで申し上げる段階に至らぬと思つて、けれども、いずれある程度の拡張をし、あるいはある程度の昇格をし、それに相当の予算額を入れます、民間企業はほとんどホテルなんかをつくりまして、それに伴う公共投資もバランスを持って進んでいかなければならぬ、こういうふうな考へております。今後その体系をどうするかという問題につきましては、まだはっきり国立ならば八十にまでふやすとかいうところまでは詰めておらない状況でございます。

○村山(喜)委員 いま特に国立公園内にある観光地、これを見てもみますと、建つのは民間のデラックスなホテルだけで、道路もこのごろ少しはよくなりましてけれども、そういうような金を持つていける人、ドライブに行つてそこに宿泊のできるそういうような人たちは、だいぶ満喫している。ところが、大衆はそれから縁遠い存在で、そのせいかの森林美がこわされて、そういうようなコンクリート建てのものができ上がつていくという姿になってきつてあるわけですね。そうなるまいと思つて、これはもちろん国立公園の維持管理の問題になってくると思つて、どういふふうにしなればならないかというふうなことを考へてまいりました場合には、最近文化財であるものが何であらうか、全部そういうようなものも掘りくり返して、もうけるためには手段を選ばないというふうなことが各地に出てくるわけですね。そのような立場から、あなたの方の場合にも自然美をこわさないように国立公園のあり方を、そういうような大きなもうけ主義の連中にも、もう少し強い行政指導を行なつていただくように私は要望申し上げておきたいと思つております。

もう一つの問題は、青少年の問題であります。この青少年の社会教育行政のあり方の面を上げてみますと、青少年の保護育成という立場から厚生省でやつておられます社会福祉協議会、これを中心にして末端では青少年関係の取り扱いをしておるわけですが、そのほかいろいろな総理府がやつていられる仕事もあれば、文部省がやつていられる仕事もあれば、農林省でやつていられる仕事もあるし、それから地域団体のいろいろな農協その他の団体がやつていられるものもあるわけですね。同じ対象である青少年というのに対して、厚生省の場合には児童福祉法に基づいた措置がされる。そういうふうな非常に多文化して、機能的にも複雑な状態になっていく。同じ人間がいろいろな統制行政の中からはとらえられて、それぞれあまり希望もしないのに行政的に強制をされてあつち引つぱられ、こつち引つぱられる姿が、今日の青少年の問題です。しかも実際の青少年対策が効果をあげていっているかという、犯罪者はますます増加している。こういうふうなことで、それそれ官僚は、犯罪が増加し、そして青少年の不良化問題が出てくると、いろいろな局をつくつてみたり、予算をふやして自分たちの仕事のなわ張りだけは広げていくけれども、一向に成績があがらないというのが、今日の行政の実態ではなからうかと思つて。この際、いままでそういうふうな状態の中にありました児童局というものを児童家庭局というふうな改め、児童と家庭と結びつけるということでおやりになるわけですが、そうなるべきですと、一元的なものとしてこれをとらえていくのだという考え方があらうと思つていくけれども、一体どういふような立場からこの児童家庭局というものをつくられたのか。将来においては、たとえば児童家庭局の中に児童部とか家庭部とかいう部を新設して、そのもとに大きな局をなしていくのだという構想があるのか。その考え方はどうなんでしょうか。

○黒木政府委員 実は、従来児童局では、精神薄弱児とか、あるいは身体不自由児、あるいは非行少年とか、そういう児童を施設に収容いたしまして保護をするというふうな政策と、それから子供たちの家庭外のいろいろな遊び、これをこどもクラブあるいは児童遊園、こういうところで健全育成をはかつておるといふ仕事、もう一つは母性保健あるいは母子保健というふうな仕事を主としてやつておつたのであります。それが、いづれにしましても、従来は、家庭外の施設とかあるいは家庭外の生活を対象にいたしておつたのであります。最近非行少年が激増いたしました。その原因をいろいろ調べました結果、家庭に大半の原因があるということがわかりまして、児童のいる家庭に対して何らかの施策をやる必要があるというのを考へたわけでありまして、これは単にわが国だけでなしに、世界的な動向でございまして、アメリカにもそういう考へで家庭局ができて、西ドイツでは連邦家庭青少年問題省ができるというところで、だんだん児童のいる家庭に対して行政の施策を伸ばしていくということになってまいつたのであります。わが国では、先ほど申しましたが、非行少年の原因も、大半が家庭の、特に乳幼児時代にある。しかも満三才児の子どもの全国的調査をいたしましたところ、問題の児童、あるいは問題の家庭、あるいはいろいろ疑問を持った母親が非常に多いということがわかりまして、これらに對しまして、いろいろ相談に應ずる必要があるというところで、児童局の衣がふに名称を変え、児童と家庭との関係というものを十分に行政の上に生かしたいというこゝにいたしましたのであります。実は今回は名称の変更だけでございまして、健全育成課と申しますが、児童が家庭において健全に育成されるためのいろいろな企画をし、この

実施をするための課を要求したのでありますけれども、これは実現を見せませんが、名前の変更だけにどまりました。将来は、そういうような児童の健全育成のための所管の課もつくりまして、積極的に児童の健全育成をはかるとの企画、立案、実施等の措置を進めたいという考えでございます。

○村山(喜)委員 時間がありませんので、もういまの問題をさらに深く掘り下げることはいたしませんけれども、最後に大臣にお尋ねをしておきたいと思ひます。

これは日本の厚生行政の食品行政の中に入ります。最近政府が行なっております農業構造改善事業、まあ適地適産という政策でありまして、選別の拡大方式という方式に基づいて、これから伸びる産業、企業的な経営をやらなければならぬという事で、特に最近目立って多くなりまして、ミカンの栽培である。あちらの山を見てミカンの畑、こちらの山を見てミカンの新植がどんどん進められて、果樹というものは非常に多くなっている。しかしながら、これがあと五年たち、十年たつてまいりますと、たいへんなミカンの洪水のような状態が出てくる。消費者であるお互いには喜ばしい現象になってくるわけでありまして、たまたまそういうことで、構造改善事業に基づいてそのような農業政策が進められておる。ところが、これについては価格保障もなければ、その他の政策もきわめて不十分であります。そこで、いませつかく取り組んで、新植をして育成をする、そのようなことで一生懸命やっているけれども、

でも、将来この問題は一体どうなるのだという事になってまいりますと、どうしてもある解決点を見出していかねければならない。そこでこの前農村の青年と話をしたのでありますが、その青年が言うには、将来そういうような時代が訪れてきて、ミカンの加工というような問題が出てきたら、ジュース等を製造しなければいけない。そうなるにつれて、いまジュースという名において売られている食品関係、これはきわめて栄養的に見た場合には価値がない。そういうものにジュースという名をつけて売るとな食品関係については、天然の果実から取り出したものでなければ売れないようにしなければ、農村は立つていけぬようになる。だから、厚生省にお願ひして、食品のそういうような規格については、厳密にそのような表示をさせるような方式を考えていってもらわなければ、われわれの生活の保障はあり得ない。やないか、こういう意見等が出てくるわけでありまして。先般も、たしか主婦会のほうで、現在市売をされている食品関係について、そういうようなものの検査を進めてみたら、どうも表示してあるものと現物との中には中身がたいへんな違いがあった。ビタミン剤が入っているように書いてあるけれども、調べてみたら、ほんの二、三種類しかそういうようなものは入ってなかった。こういう調査結果が新聞に出されたことがあります。さらに東大の生活協同組合でいろいろ検討して、今日グロンスンのようなものは、一人人間のからだにきくのかきかないのかということについて検討してみたら、かえって肝臓の機能を強化するようなことにはならな

い、こういうようなことが大きく新聞に出たこともありまして。そういうようになつてまいりますと、薬品行政なりあるいは食品行政というような問題について、いままではあまりにも大きなメーカーなり、あるいはそういうことを商売にする人たちの圧力の前に、厚生省がゆるい基準をつくっているのではないか。国民のほんとうの栄養になり、食生活の改善になるという方向——日本ほどそういう薬品によって栄養を補っていくという方式のとらわれている国は少ないというふう聞いておりますが、そういう立場から、厚生省のそれらに関連する行政も、総合的な立場から検討する必要性がもうそろそろ生れてきていのではないかと思ひますが、さっきの農業の構造改善事業等の関係における問題点とあわせて、国民の健康、保健衛生の立場からの今後の推進の方策を大臣お持ちなら、お聞かせ願つておきたいと思ひます。

○小林(国務)大臣 いま食品行政というものに非常に複雑多岐で、日本のようにいろいろなものが出てきている。国は、おそろくあるまいと思ひます。それで、食品に対するいろいろな規格の問題、あるいは添加物の問題が、一つの検討の課題になっておりますが、お話をうかがうに、こういうものが日本では乱売されている、こういう心配があるのであります。ジュースなどについても、やはりこれから規格をきめていく必要があるのではないか。また最近アイスクリームなどについても、アイスクリームと言うべからざるものがアイスクリームとして売られているから、これについても最近規格をきめて、その規格の表示をさせたい。食品

につきましては、いずれも国民の健康、栄養に直接関係がある問題でありますから、もう少し力を注いで、安心できるような施策をとるべきだということ、督促いたしております。

また、いまの栄養剤のごときも、お話をうかがうに日本は世界一こういうものが乱用されているとまで言うていいものであります。その効能等についても、いろいろ批評が行なわれております。こういうものについても、薬品行政あるいは食品行政というものについては、国民の保健という大きな立場から、考え直さなければならぬ。もう少し厳格にと申しますか、いたずらに名前とか、広告とか、あるいはメーカーとか、こういうものにとらわれないで、厚生省独自の立場でやるように、そうして表示をしたならば、ひとつ抜き打ち検査をして、できるだけ手を尽くして適正を保つ、こういうふうに行いたいと考えております。

○徳安(委員)長 本日はこの程度にとどめ、来たる二十八日午前十時より理事会、十時半より委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後二時散会

昭和三十九年五月十三日印刷

昭和三十九年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局